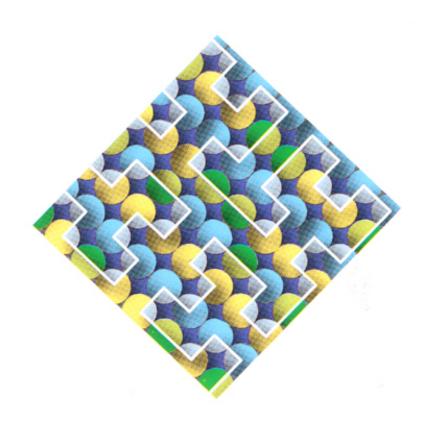


PART1 授業を仕組む前に





本書作成にあたって

昭和40年代後半、「性教育」という言葉が一般にも用いられるようになった。しかし、 人によってその解釈が異なり、男女の身体的な違いや生理的な違いなど狭い概念での教育が広く行われていた。この傾向は岐阜県でも同じであり、現在30代半ば以上の多く の大人たちは、おそらくこのような教育を受けてきたはずである。

昭和61年、文部省(現:文部科学省)は、「生徒指導における性に関する指導」を作成し、「学校はすべての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意志決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが必要である。」と示した。

ここでは、昭和30年代に欧米において登場した「セクシュアリティ」の概念が基盤に据えられていた。「セクシュアリティ」の概念とは、人格と人格の触れあいをも含んだ概念であり、端的に言えば人間尊重といった学校教育の基本理念に通じるものである。

その後、エイズのまん延や若者を中心とした性の逸脱行動など社会の情勢はめまぐるしく変化し、児童生徒を取り巻く環境も予想がつかないスピードと想定外の範囲で変化していった。学校では、文部科学省が推し進める「学校における性教育の考え方」をベースにその学習を進めているものの、医療関係者や保健衛生関係者等からは予防の側面を強調した教育の必要性が強く叫ばれたり、様々な研究団体の考え方が入り込んできたりして、教師の「学校における性教育」のとらえ方が大きく揺らいできている。

このような現状を踏まえて、岐阜県教育委員会、岐阜県学校保健会では、学校における性教育の指針を示すべく、平成17年2月に「性教育プロジェクトチーム」を立ち上げ、「学校における性教育の考え方・進め方」、「学校における性教育の実践集」作成に取りかかった。

今回は、その第1弾として「学校における性教育PART1~授業を仕組む前に~」を取りまとめてみた。授業を仕組む前に、児童生徒に対峙する前に、教師として軸足をどこに置くのかを本書を通してつかみ取っていただきたい。

平成18年3月

性教育プロジェクトチーム 一同

本書の構成について

教育の機能は、人間が生活を営む全ての場、例えば家庭、学校、地域、職場などのそれぞれに存在し、それぞれの生活の場面によってその性格や内容は異なってくる。本書で扱うのは、この中の「学校」の部分である。「学校における性教育」と題しているのもそのためである。

したがって、本書は次のような構成で、来年度の第2弾につなげる計画である。

本書では、学校における性教育の概念を中心に記述している。そこで、そもそも「学校教育とは何か」ということを一度立ち止まって考えてみたい。そこから性教育を考える。

序 章 学校、一貫した指導、教育内容の関連性、教師、学校における健康教育など の概論

第1章 学校における性教育の考え方:

学校における性教育の基本的な考え方や具体的な目標、取り上げる内容及び 取り組む際の留意点についての概要

第2章 学校における性教育の進め方:

各学校における指導体制や全体計画、家庭、地域、専門機関との連携、個別 指導、各学校における全体計画の立て方等についての概要

来年度は、各校種ごとの目標や各年代の発達段階の特徴を踏まえた校種ごとの実践 事例を作成する。

年間指導計画について 指導案事例 指導の評価 教材一覧 性教育指導のQ&A 相談機関、関連事業の紹介

目 次

本書作成にあたって本書の構成について

序章

学校 一貫した指導 教育内容の関連性 教師 学校における健康教育 危機感を持つことの大切さ 日常生活と危険行動 学校における性教育の必要性

第1章 学校における性教育の考え方

性教育の歴史的背景性の概念 性教育の目標 性教育の内容 盲・聾・養護学校における性教育の留意点 日常生活の大切さ(調査結果より考える) 学校における性教育実施上の留意点

第2章 学校における性教育の進め方

指導体制について 実態調査と指導 連携 学校における性教育の全体構想

参考資料

平成16年度性感染症(HIV)実態調査(岐阜県) 中央教育審議会 慎重に進めたい事例 保健学習と保健指導 保健の授業についての全国調査 性被害等の実態(岐阜県) 関係法令 危険行動の自然史と予防対策

┌┈┈ みんなに聞こえる独り言 ┈┈┈┈┈┈ みんなに聞こえる独り言 ┈

ところどころにあるこの囲み。紙面が空いたのを利用して委員の独り言を記述した。あくまで独自で得た情報や考え方である。正論ではないものもあるかもしれない。読んでいただいて、様々な考えを巡らせていただけたら幸いである。

序 章

「命は大切だ!」

「命を大切に!」

そんなこと、何千回、何万回言われるより、

「あなたが大切だ!」

誰かがそう言ってくれたら

それだけで生きていける・・・

公共広告機構(全国版)

学 校

人間(人類)は、教育のための特別な機関である「学校」の出現を待つまでもなく、 その生活の営みの中で、生活に必要な知識や技術、行動の仕方や生き方などを身に付け てきた。しかし、そこでは、生活するということが優先することから、日常生活の中で 得られる知識や技能は、現実の生活に関する(最低限の直接的な)ものであり、断片的 で概念を持たない浅い理解に留まりがちであった。

社会が未分化のうちは、それでも対応が可能であるが、社会が発展し、生活が複雑になってきたり、また、様々な情報が氾濫したりする中では、新しい生活に対応できなくなり、それに見合う概念、理解が求められるようになる。そこで、次代を担う子どもたちを育てるために、通常の社会生活とは性格を異にする特別の教育の機会を設けることが社会のニーズとして要望されるようになった。それが「学校」である。

したがって、そこで行われる教育は、第一義的には集団を対象とした教育であり、児童生徒に、将来よりよく生きるために必要な基礎・基本を身に付けさせることが大切である。さらに、不確定さを増す今の世の中にあっては、確実にすべての児童生徒に生き抜くための力(生きる力)を身に付けさせる必要があり、個に応じた指導の必要性が叫ばれている。

「学校における性教育」を考えるときも、第一義的には集団を対象にした教育として考えるのがふさわしいのであろうが、児童生徒の健康問題等は個々のものであり、集団の指導では十分できない点について、深化、補充を図るとともに個別化を図るための指導、性に関しての特定の悩みを持っていたり、その行動がハイリスクな児童生徒への予防的支援的な指導も欠くことができないものとして考える必要があろう。(学校における健康教育の考え方については後述する。)

·· みんなに聞こえる独り言

「生涯学習」という言葉は今や完全に市民権を得ている言葉であろう。「学校」という存在が 生涯学習の基礎を培う場という認識も異論を唱える方々はほとんどいないであろう。

「生涯学習」…1980年代後半になりこの言葉が教育界の中で登場してきた。当時、文部 省生涯学習振興課長であった寺脇 研氏は、「生涯学習」を、次のように語ったことがある。

そもそも「生涯学習」とは、一生涯にわたって楽しく学習していきましょう、自発的に学びましょうということである。だからこそ、「生涯」の「生」を『いき』と読み、「生涯」の「涯」をそのまま『がい』と読む。つまり、「生涯学習」と書いて『いきがい学習』と読む。

知ること、学ぶことを「いきがい」と感じられるのは、人間だけに与えられた知的好奇心の 成せる業である。

一貫した指導

学校教育の基本的な役割は、端的に言えば、教育を受ける者(児童生徒)の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与することである。とりわけ、基礎的・基本的な内容を徹底して身に付けさせ、確かな学力の定着を図り、生涯にわたる学習の基盤をつくることや同世代の仲間との生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、さらには一人一人の長所を見い出し、その個性・能力の伸長を図っていくことである。

これらのことは、1時間1時間の授業の積み重ねや日々の児童生徒との触れあいの中で連続的に行われるものであり、例えば、1時間の授業や小学校の過程のみで完結するものではない。そこに、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「どのように」教えるのかということが重要になってくる。義務教育を終えた後の進学率の高さを思えば、高等学校までの一貫した指導として考えるべきであろう。

「学校における性教育」を考えるときも、児童生徒の生活は連続しているということを踏まえ、将来の児童生徒の姿を描き、その上で今何を指導すべきかを考える必要がある。小学校から高等学校までの一貫した流れを明確にし、10年後、20年後の児童生徒に対して責任を持てる教育が必要である。

--- みんなに聞こえる独り言

平成元年の学習指導要領では、小学校低学年に「生活科」が導入された。最初は、理科と社会が合同したものとか、生活力を付ける教科とか様々なとらえ方をされた。実際の授業では、遊びと変わらないでは?という疑問さえ登場した。

しかし、この「生活科」は、小学校に入った子どもたちに、勉強とは何か?勉強をするのはなぜか?などを体験させることが目的であり、進路指導、キャリア教育につながる遠大な計画のもとに登場したのである。現に、次の学習指導要領の改訂では、生活科を終えた小学校3年生から「総合的な学習の時間」が登場する流れとなった。(この時間の扱いが、今、議論されているが...)

「生活科」を小学校低学年で学習するだけのものと考えるか、将来につながる遠大な計画の中の2年間の学習として考えるかで、ねらうものにも違いが出て来るであろう。このことは、全ての学習において言えることである。教育の目的を改めて意識したいものである。

教育基本法 第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を 愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健 康な国民の育成を期して行わなければならない。

教育内容の関連性

意図的な教育を行う機関としての学校にとって、「教育内容」をどのように構成するかは最も中心的な問題である。これまで、児童生徒が生活をしている社会や将来の社会を睨み、児童生徒にどのような力を身に付けさせることが必要なのかが議論され、そこから学校教育の各領域において取り扱う内容の基準が、その時々の学習指導要領の中で述べられてきた。

現在、その学習指導要領の中で教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するとされているが、重要なのは、これらの各領域の「ねらい」(その差異)を明確にすることと、各領域、各指導内容の関連性を十分に把握して指導に当たることである。もちろん、この各領域を中心にしながら、およそ学校での生活の全ての活動を包含した中で、組織化して、計画的、総合的に児童生徒に学習や活動を経験させることが、学校教育の効果を高めるために必要なのである。教育内容の一つ一つは、一見単独に存在しているように見えるが、実のところ全て関連性を持っており、一人の児童生徒の中で統合されなくてはいけないのである。

「学校における性教育」を考えるときも、教育活動全体を通じてという所以がここに ある。そして、これらの指導をするのは「教師」である。

··· みんなに聞こえる独り言 ·-----

教育活動全体を通じて実施する…この言葉は、全人教育の考え方からすれば、これほど適切で的を得た使利な言葉はないと思われる。まさに人間を丸ごととらえて、あらゆる生活の場面で教育が成されることを指している。

しかし、その内実は何なのかは結構曖昧ではないだろうか。今、目の前で国語を学習しているその子は、次の時間、道徳の学習をする。今、目の前でボール運動を行っているその子は、数年後バスケットボールを学習する。それらを指導するのは教師である。その教師が、児童生徒が今歩んでいる道の行き着くところやその過程を把握した上で指導しているかどうかは大きな問題である。

人間の生活は連続している。この当たり前のことを、時として教師は自らぶち切りにして指導していることはないだろうか。

教 師

学校では、教える者(教師)と学ぶ者(児童生徒)が明確に存在する。その教える者にとって、「教材研究」は不可欠であろうが、何を持って教材研究といえるのであろうか。教えようとしているその内容のどこまでの知識が必要なのか。広く深く熟知していることや他の教科・領域との関連性等を十分把握していることに越したことはないが、しかしながら、これらのことのみが教材研究ではなく、教材として取り上げたその教育的価値は何なのか、その上にたって、定めたねらいに対して指導しようとしている児童生徒を思い描いたとき(実態に照らしてみたとき)初めて教材研究の入り口に立つのではないだろうか。

「人間教師」という言葉がある。教師もまた人間であるからこそ、その人間性を存分に発揮しようということであろうが、この言葉にはもっと深い意味があるはずである。それは、教師である以上、その道のプロとして広く深い知識はもとより、何よりも人間理解の力が必要であるという意味を含んでいる。人間理解とは何かという議論もあろうが、一人一人の児童生徒に確実に基礎的・基本的内容を身に付けさせようとしたとき、一人一人の児童生徒を深く理解できていることが条件となろう。それができていないところで、個に応じた指導はその精度を高いものに保つことはできないのではないだろうか。

また、教師は、法的には、学校教育法施行規則に基づき編成された教育課程の下に教育活動を実施することになる。その教育課程の基準は学習指導要領によるわけである。 このことは、全国どこでも誰でも同じ内容(基礎的・基本的な内容)を身に付けさせなければならないという教師に与えられた大きな使命を意味している。

--- みんなに聞こえる独り言 --------

中央教育審議会は、平成17年10月に、「新しい時代の義務教育を創造する(答申)案」を 公表した。その「第2章 教師に対する揺るぎない信頼を確立する」の中で、「あるべき教師像」 が明示されている。

優れた教師の条件(様々な要素はあるが大きく集約すると)

教職に対する強い情熱

教育の専門家としての確かな力量

総合的な人間力

人間は教育によってつくられると言われるが、その教育の成否は教師にかかっていると言っても過言ではない。教師とは、常に自問自答をしていく職業であると考える。

学校における健康教育(予防教育)

性感染症や性の逸脱行動、薬物乱用、飲酒、喫煙、生活習慣病等、およそ学校における健康教育(その中でも予防に特化した部分については)では、第1次予防が最も本質的なものである。第1次予防とは、きっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるようになることを目標とするものである。(第2次予防は早期発見及び早期治療、第3次予防は社会復帰等をめざしたリハビリテーション等を指す。図にまとめたものを参考資料P59に掲載した。)

性感染症や性の逸脱行動、薬物乱用、飲酒、喫煙、生活習慣病等につながる行為を今「危険行動」と称したとき、この危険行動の多くは、最初のきっかけが10代に起きる可能性が極めて高い。学校では、危険行動を起こした児童生徒に対する働きかけ(第2次予防)が必要となる場合もあるが、学校の主たる役割は第1次予防にあるという共通認識を持つことが重要である。

社会のニーズから誕生した学校は、教師、施設、教材といった教育の要素や機能を備えている。児童生徒の発達段階に対応した系統的な働きかけができる場である。また、家庭や地域社会に影響を与え環境を改善できる可能性を秘めている。さらには、ほとんどの児童生徒を対象としている。このような学校の特性から第1次予防については学校教育に大いなる期待が寄せられているのである。これは我が国のみならず、世界の国々に共通するものである。

では、第1次予防の教育はどのように進めればよいのであろうか?

個人のレベルでは危険行動にかかわる要因は、3つのカテゴリーに整理できる。第一のカテゴリー(先行因子)は、行動の動機付けにかかわる要因であり、本人の知識、態度、信念、価値観などが含まれる。第二のカテゴリー(促進因子)は、動機を実際の行動に結びつける要因であり、具体的には誘いを拒否できる能力、勧誘のテクニックを分析する力、コミュニケーションや意志決定、ストレス対処などに関する能力、セルフエスティーム(健全な自尊心)を維持する力などライフスキルが含まれる(ライフスキル「生きる力」に近い概念)。第三のカテゴリー(強化因子)は、行動の継続にかかわる要因であり、家族、友人、教師など周囲の人々の態度や行動、あるいは地域や社会全体の許容度、雰囲気などが含まれる。危険行動は、これら3つのカテゴリーの要因の全ての影響を受けている。したがって、危険行動に関する指導においては、児童生徒には正しい知識を与えるとともに、これら要因への具体的な対応が必要となる。危険行動に対する予防対策としてライフスキルの指導が重視され、家庭、地域との連携が不可欠となっているのはこのためである。実際の指導にあたっては、講義形式による一方通行的なものだけでなく、ディスカッション、ロールプレイング、教師と学校外の専門家(外部講師)とのティームティーチングなど様々な試みが必要となる。

学校における性教育でも、積極的に外部講師を招く実践が増えている。良い傾向では あろうが、一度立ち止まって考える必要もあるかもしれない。(次頁へ)

危機感を持つことの大切さ

医療関係者や保健衛生関係者等から、性感染症(岐阜県の実態については参考資料としてP44に掲載した。)の予防や望まぬ妊娠、人工妊娠中絶の防止を理由に、リスクを回避するためのコンドーム装着指導を学校教育に求める声がある。しかし、義務教育における児童生徒は性に関して多感であり、個人差が大きく、コンドーム装着の仕方を一律に教えることは、児童生徒に心理的な衝撃を与え、拒否反応を生ずるなどの懸念がある。児童生徒の実態から個別指導やハイリスクの小集団について指導する(生徒指導の側面)のであればまだしも、学級集団など授業の対象とする集団に対して実態を踏まえず一律に指導することには疑問が残る。

ただ、学校において性教育を指導する立場にある教師は、医療関係者や保健衛生関係者のこうした提言が出てくる背景については正面で受け止めなければならい。コンドーム装着の実習等を学習指導要領は求めていないとそっぽを向くのではなく、学習指導要領に定められた基礎的・基本的内容を確実に児童生徒に身に付けさせるためにも、児童生徒がおかれている社会的環境がどのような実状なのかをはっきりと把握し、危機感を持って児童生徒の指導に当たることが重要である。同じ指導内容を取り上げても、指導する教師が危機感を持ってその授業に臨んでいるかどうかはその教育的効果に大きな差が生ずるのではないだろうか。その危機感を持つためにも、こうした提言、最新の情報には耳を傾ける必要があろう。積極的に医療関係者や保健衛生関係者との連携を学校自らが求めるべきであると考える。

こうした視点から見ると、最近になって専門家等外部講師を活用する学校が増えてきていることは良い傾向であろう。この際、最も重要なのは、外部講師に児童生徒への指導を委ねるのではなく、主導権は学校や教職員にあるということである。全体構想に基づいた計画の中に位置付けて実施するはずであって、単発に実施するものではない。その時間、何をねらいとするのか、その時間につながる事前の指導、各領域との関連、その後の指導の計画など学校は外部講師と詳細な打合せとともに、学校の意図を明確に伝える必要がある。また、教職員も、外部講師の当日の話がどのような内容なのかを事前に熟知し、その講師に何をこそ話して欲しいのかを明確にしておく必要がある。

さて、標題の「危機感を持つことの大切さ」に話を戻す。現状からすれば、高等学校の教職員が一番危機感を持って生徒に当たらなければならない気がするが、決してそうではない。危機感の度合い・重さは、小学校でも、中学校でも全く同じである。今、その学年において指導しなくてはならない内容をおろそかにすれば、それは児童生徒の将来の危機を生み出すことに直結するのである。小・中・高校の一貫した指導が必要と考えられている理由のひとつがそこにもある。

教師自身が危機感を持つためにも、医療機関関係者や保健衛生関係者から教師がまず 学ぶことから始める必要があると考える。

日常生活と危険行動

性感染症や性の逸脱行動、薬物乱用、飲酒、喫煙、生活習慣病等につながる行為を先に「危険行動」と称した。ここでは、これら危険行動と日常生活との関係を見てみたい。

社団法人全国高等学校PTA連合会発行の「平成16年度高校生の心身の健康を育む家庭教育の充実事業報告書」では、全国9地区の高校生各学年2クラスを対象に実施した「全国高校生の生活・意識調査」の結果が示されている。

これらの調査では、生活習慣を尋ねる設問と性に関する行動や意識を尋ねる設問をクロス集計という方法で処理して両者の関係を見ている。

調査結果から

家族関係と性行動、性意識との関係

・日常会話のある家庭と無い家庭では、性行動・性意識に違いが見られる。全く・ほとんど話をしない家庭の生徒の方が、性経験率が高い。性意識についても、全く・ほとんど会話をしない家庭の方が、性関係を持つことへの許容度が高く、援助交際を容認する割合も高い。深刻な悩みを家族に相談しない生徒とする生徒にも同様の傾向が見られる。

喫煙、飲酒と性意識との関係

・たばこをよく吸う、たまに吸う生徒の方が、性経験率がかなり高い。性意識についてもたばこをよく吸う、たまに吸う生徒の方が、性関係を持つことへの許容度がかなり高く、援助交際を容認する割合も高い。飲酒についても同様な傾向がある。

有害な性描写を見たことがある生徒と性行動、性意識との関係

・小学校時にアダルトビデオを見たことがある生徒の方が、性経験率が高く、性意識に おいてもその許容度は高く、援助交際についても容認する傾向がある。

家庭との連携については、後に「連携」の項目で述べるが、学校における性教育を考えるにあたって、上記の考察は極めて重視すべきことと考える。児童生徒の望ましい生活習慣の確立が、性行動、性意識に大きくかかわっていくことを私たち教師が自覚するとともに家庭へも伝えるべきことであると考える。

学校における性教育の必要性

その昔、性に関してはことさら学校において指導する必要性が無かった時代がある。性そのものが表立って考えるものではなく、どちらかといえば意識的に闇の中に置かれていた時代があった。その時代、人間は、その成長過程の中で、ごく自然に性に関する知識を得てきたわけであり、その程度の知識で十分その後の生活を脅かすようなこともなく生活を営めたのである。(もちろん、その時代特有の性に関する問題はあったであろうが、学校教育の中で特化すべきほどではなかった。)

今、学校において性教育が必要とされるのはなぜか?それは、端的に言えば社会のニーズである。

我が国における社会の変化を背景にした性教育の歴史等については、次章から触れることにするが、ここで、「序章」の締めくくりとして学校における性教育の必要性について簡潔に述べておきたい。



人間の発達には段階があり、児童生徒はそれぞれの段階にふさわしい生活 (課題を解決していく)を送る中で、人として成長していく。性に関する 課題もそのひとつである。

生活環境の変化は、予想を超える速さで進展した。あらゆる情報が手に入る時代となり、私たちの生活を豊かにした。しかし、一方で、情報過多、情報氾濫が起きており、性に関する情報も例外ではない。正しい知識を身に付けるとともに、情報を取捨選択する能力が必要である。また、性情報の氾濫にもかかわって、歪んだ性意識を持ったり、逸脱した行動に興味を持ったりすることがある。人間尊重、自他を大切にする心を育てる必要がある。

豊かな食生活や近代化された生活様式を背景として、初経や精通現象の低年齢化といった身体的性成熟の促進現象がある。一方、精神発達はむしろ遅れているという指摘がある。こうした心身のバランスの不均等から生ずる不安や悩みに対応する必要がある。

エイズの社会問題化とともにその他の性感染症の低年齢化が進んでいる。 こうした性感染症の正しい知識を与えるとともに望ましい行動選択をする 力を育てる必要がある。

第1章

学校における性教育の考え方

性教育の歴史的背景

「純潔教育」 昭和20年~昭和30年代

倫理的な立場に重点を置いた禁欲主義の重視 男女の交際に重点を置いた純潔主義の重視



終戦を迎えた日本では、混乱した社会状況のなかで、売春や復員兵の性病などの問題を抱えていた。昭和22年1月文部省社会教育局長通達「純潔教育の実施について」や昭和24年「純潔教育基本要領」、昭和30年「純潔教育の進め方(試案)」などによって、いわば公的立場での性教育が始まった。

また、昭和24年には「体育」が「保健体育」に改められ、中学校で70時間の健康教育を行うようになり、その中で「成熟期への到達」の項目が設けられ、性に関する内容が取り上げられた。そこでは、生理的側面を主に結婚や男女交際のあり方も含めた構成となっていたが、学校現場で十分に消化することができず、昭和33年の学習指導要領改訂の際、大半が削除された。



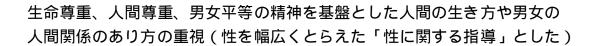
『性教育』 昭和40年~昭和50年代

人間の生理や性行動を科学的に理解させることを重視

昭和30年代後半になると、問題行動の低年齢化、集団化が顕著となり、性の問題行動の防止が生徒指導上の重要な課題となった。昭和40年代の後半には、性の科学的理解、特に男女の心身の性差や性病予防の理解が教科(保健)の主な内容となり、それ以外の領域では、問題行動の防止を目的とした生活指導的対応が中心であった。

一方、欧米では、人間の性について、自然科学、人文科学、社会科学の研究が進み、セクシュアリティの概念が生み出された。

「性に関する指導」 昭和60年代



児童生徒の身体的発達は早期化するとともに、性問題の低年齢化はさらに進み、HIV や AIDS、性感染症、中絶が社会問題化した。これを受けて、昭和58年からの小学校教科書で「精通」や「初経」など性に関する内容も取り扱うようになった。また、小学校、中学校、高等学校における一貫した性教育の必要

性が叫ばれ出した。文部省(現文部科学省)も人格と人格の触れあいをも含んだセクシュアリティの概念を基盤に据えた指導の充実を指示した。

「**エイズを含む性教育」** 平成5年~

「性教育」の指導理念と「性に関する指導」の指導理念がどちらも人間の生き方の教育であると捉えられ、「性教育」に統一されている。さらに、エイズを性感染症として受け止め、「エイズ教育」を「性教育」の一環として進めることが望ましいとされ、エイズを含む「性教育」として進めている。

バブルがはじけた後、平成6年頃から性の解放・性を楽しむ風潮が加速的に高まり、デートクラブやテレフォンクラブ等の風俗産業の増加、インターネットや携帯電話の急速な普及に伴う出会い系サイトによる性にかかわる事件の増加など、性の逸脱行動が、特に若者を中心に広がった。また、HIV 感染者や AIDS 患者が先進国では減少していくのに反し、日本では増加し続けている。このような現状を受けて、学校における性教育のあり方が今、注目を浴びている。

-- みんなに聞こえる独り言

1980年代半ば、当時の厚生省は日本人初のエイズ患者を認定した。後半にはエイズ患者の日本人初の死亡者が伝えられた。エイズのまん延を危惧した国は、その年「エイズ予防法」を制定、「エイズ」という病気が大きく取り上げられた。が、しかし・・・

世間では「エイズ」という病気は特別の病気、日本では起こるはずのない病気という認識が強くあった。HIV 感染者とエイズ患者の違いなど当時の一般人で明確に回答できる者はおそらくいなかった状況であろう。

それから数年の間に世界の一部地域においてエイズはまん延していった。アジア地域でも東南アジアを中心にその猛威をふるった。その頃ようやくエイズは「性感染症」として受け止めるという認識が定着し始めた。エイズ予防法も1999年に制定された「感染症予防新法」に取り込まれ廃止となった。

教育の世界でもエイズを取り巻く話題はこの20年間ほどで大きく変化してきた。かつて差別・偏見を払拭する人権教育が主となっていた学校におけるエイズ教育は、やがて、エイズの正しい知識や予防のための知識の側面を加えていったのである。1990年代前半、当時の文部省は、児童生徒用・教師用の教材や指導参考資料を作成している。その頃から言われ出したキャッチフレーズがある。「エイズを学ぶ、エイズで学ぶ」である。正しい知識を学ぶことと差別・偏見の払拭をめざしての言葉である。

性の概念

性の概念は、その切り取り口によって様々なとらえ方ができよう。遺伝子、染色体、ホルモン、性器といった生物学的性の側面、性役割、性別表現、性自認といった社会的・文化的性の側面、異性、同姓、両性など性的嗜好性の側面など様々である。

今、性を学校教育という側面で考えたとき、それは上記の内容を包括した<u>「セクシュ</u>アリティ」という概念に行き着いている。

セクシュアリティ

人格と人格の触れあいの全てを含むような幅の広い概念で、身体や行動の他、人間的なつながりや愛情など社会的、心理的側面を含める。

1964年、アメリカ性情報・教育評議会の中心メンバーであったカーケンダールやカルデローンらによってセクシュアリティが性教育における最も重要な概念として提唱された。カーケンダールは、「セックスとは、身体部分やそれにかかわる性行動の総称として考えてきたが、セクシュアリティでは、人間の身体の一部としての性器や性行動の他に、他人との人間的なつながりや愛情、友情、融和、思いやり、包容力など、およそ人間関係における社会的、心理的側面やその背景にある生育環境なども全て含まれる。」と述べ、さらに「性とは、人間の身体的、物理的側面にかかわる機能や行動を意味する名称に留まらず、人格の中心部分に組み込まれている本質的条件のひとつである。子どもを含めて、人が男性であるか女性であるかという事実は、本人の人生観、行動様式、思考のパターン、社会的、職業的活動、友人の選択、服装、言語などに関して著しい差異を生ぜしめる。」と述べている。また、別の学者は「セクシュアリティとは、人間であることの一部分である。それは、人間であれば誰もが持っているひとつの複雑な潜在能力である。その能力は、各個人の生物学的遺伝資質及び心理的、社会的経験などの影響を受ける」と述べ、「セクシュアリティとは、人間の感情、思想、行為などの構造体系全てにかかわるもので、一方で社会に影響を与え、一方で社会からの影響を受けている。」と述べている。

学校における性教育は、このセクシュアリティの概念を基盤に据えることで、人間の性を人格の基本的な部分としてとらえ、豊かな人間形成に資することを目的としている。このことは、学校教育が、児童生徒の人格の完成、豊かな人間形成を目的とし、生命尊重、人格の尊重、人権尊重など民主主義の基本的な理念である人間尊重の精神に基づいて行われていることに通じる。

言い換えれば、人間尊重や生き方を直接扱う性教育は、学校教育の目標を具現する上で特に重要な直結した教育であると言える。

性教育の目標

「学校における性教育の目標」を明らかにするために、ここでは、さらに「人間の性」 の考察を多少付加しながら考えてみたい。

人間の性欲は、その第一次的な中枢を視床下部を中心とした大脳辺縁系に持っているため、本能的・情動的側面を持っている。(子孫を残す、快感を求める。)しかし、人間は、他の動物に比べて極端に発達した大脳新皮質を持っており、生後の学習によってその行動は大きく方向付けられるという特徴を持っている。つまり、他の動物の性行動が衝動的感覚的なのに対して、人間のそれは人格と不分離の関係を持つ。また、社会の風俗や慣習あるいはモラルや制度などとも密接にかかわっている。

したがって、学校における性教育は、単に性に関する科学的知識を与えることだけでなく、健全で豊かな性意識を培い、生命と人間を尊重する精神に基づいて、男女間の正しいあり方、性道徳の確立、健全な心身の発達と情操の育成を図る教育であるととらえる必要がある。さらには、現在及び将来の生活における諸問題、特に性にかかわる問題に対して、適切な意志決定や行動の選択ができるようにすることが必要である。

この考えに基づいて「学校における性教育の基本的な目標」を考えると次のようになる。

学校における性教育の目標

児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、科学的知識を与えるとともに、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるようにする。

このような基本的な目標を設定したときに、セクシュアリティの概念に基づき、今一度、人間の性を人格の基本的な部分として「生理的側面」、「心理的側面」、「社会的側面」 からとらえ直すことで具体的な目標や指導内容が見えてくる。

学校における性教育の具体的な目標

- (A) 男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる。
- (B) 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。
- (C)家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、 対処する能力や資質を育てる。

具体的な目標のそれぞれについて、多少の解説を加える。

(A) 男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる

人間は、男か女かという事実(生物学的性)や男になることや女になること(心理的、社会的、文化的性)をどう理解し認識しているかによって生き方に差異が生ずる。このことから、人間の生物学的性や心理学的、社会的、文化的性について理解を深めさせ、自己の性に対する認識をより確かにさせる必要がある。

(B) 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする

男女は人間として平等の立場で、お互いに理解し合い人格を尊重し合いながら協力していくことが必要である。低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図り、児童生徒が豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする必要がある。

(C)家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる。

人間は、性に関する様々な思想や文化、風俗、習慣、法律、制度などの中で、家族の一員として、あるいは職場や地域における様々な社会集団の一員として生きている。 そのため、児童生徒が現在及び将来の生活において、これらの場で直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる必要がある。

------ みんなに聞こえる独り言 ------

健康教育は、適切な意志決定の力や望ましい行動選択の力の育成をめざしている。こうした力を身に付けさせようと、授業の中にロールプレイング、ケーススタディ、フィールドワーク、ブレインストーミングなど様々な形態を導入し授業展開を工夫している。よからぬ誘いを拒否できる力、その誘いのテクニックを分析する力、健全な自尊心(セルフエスティーム)を維持する力など「生きる力」に近い概念の「ライフスキル」を身に付けるには有効な手法である。各手法においては、それぞれの特徴や実施上の留意点がある。学習内容や発達段階を踏まえながらよりよい方法を選択していきたいものである。

かなり前になるが、ロールプレイングを導入した授業を参観したことがある。その頃はこう した手法がまだめずらしく興味津々で参観していた。生き生きと演じる子どもたちにさわやか ささえ感じた記憶がある。ところが、授業が終わってみると「あれ?」と思った。今日の1時 間のねらいは何だったのだろう。この単元のめざすところはどこなんだろう。

ロールプレイング等は、あくまでも手段である。目的と手段は違う。

性教育の内容

学校における性教育の内容は、その目標を実現するために必要な事項を、児童生徒の 実態と教育上の必要性から、児童生徒の発達段階に応じて選択し、学習内容として構成 する必要がある。

この場合、各教科や道徳、特別活動等においては、それぞれのねらいを実現するために必要とする内容や教材の中に、性に関する事項も取り上げられているため、性教育の内容の選択や構成にあたっては、学習指導要領に示されている各教科、道徳、特別活動の性に関する内容について照合する必要がある。また、総合的な学習の時間で扱う場合についても、各教科、道徳、特別活動での性に関する内容を踏まえての実施となろう。

ここでは、学校における性教育の具体的な目標にそって、その内容を示す。(各目標の解説も再掲する。)

(A) 男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる

人間は、男か女かという事実(生物学的性)や男になることや女になること(心理的、社会的、文化的性)をどう理解し認識しているかによって生き方に差異が生ずる。このことから、人間の生物学的性や心理学的、社会的、文化的性について理解を深めさせ、自己の性に対する認識をより確かにさせる必要がある。

< 内容 >

性について学ぶ基本的な内容

- ア 新しい生命は、両親によって生まれること
- イ 新しい生命を生む身体に成長しても未だ親になれないこと
- ウ 生殖の仕組みに関すること
- エ 人間は、新しい生命を生む生まないの選択ができること
- オ 性感染症予防など性と健康に関すること

なお、これらを扱う場合、人間は、他の動物と違って単に生命を維持し、種族を 残すというだけでなく、人間としての生活の中でどう生きるかという意味で生命の 尊さが問われることなどを押さえながら行うことが重要である。

身体的、生理的側面から自己を認識する内容

- ア 男女の外性器の違いから生ずる興味・関心や素朴な疑問に対応すること
- イ 身体的な発達・変化や性的成熟、発達段階に即した生殖の仕組みに関すること
- ウ 自己の性を肯定的に受容できるようにすること

なお、これらを扱う場合、人間尊重の精神を培うという見地から、すべての人間 が人間として尊重されなければならないということを理解させることが必要である。

思春期における不安や悩みに関する内容

- ア 身体的、精神的な発達や変化によって、関心が自己に向けられ、不安や悩みが生じること
- イ その不安や悩みが性の逸脱行動へと発展することもあること

なお、これらを扱う場合、性の心理的発達やそれによる不安や悩みについて理解 し、個人的適応を図るとともに、他人を思いやる心情を育てる内容が必要である。

男女の人間関係の育成に必要な内容

ア 人間は生まれたときの特徴によって、男女のいずれかとして扱われ、その後、 心理的、社会的、文化的な側面から人としての接し方やしつけがなされてい ること

なお、これを扱う場合、固定的な性役割観によって生ずる性差別に気付くなど、 男女が人間として平等の立場でお互いの人格を尊重しあって生きることの大切さを 理解させることが必要である。

(B) 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする

男女は人間として平等の立場で、お互いに理解し合い人格を尊重し合いながら協力していく ことが必要である。低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、男女平等の精神の徹底を 図り、児童生徒が豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする必要がある。

< 内容 >

男女の相互理解についての内容

- ア 人間は誰もが人間としての生活を送る権利や幸福になる権利を持っていること
- イ 人間は様々な欲求や主張を持っており、お互いに相手を認め合い尊重し合う ためには、自分の欲求や主張を他人とのかかわりにおいて調整しなければな らないこと
- ウ 男女では物事に対する感じ方や考え方、行動様式に差異があること

なお、これらを扱う場合、男女の身体的、生理的な差異や心理的特徴などについて理解を深めさせ、異性の人格を尊重する態度や行動の仕方について理解させる必要がある。

人間関係の基礎的内容

ア 人間関係を築くためには、相互理解を深めるとともに、積極性や言語、態度 による自己表現の能力、相手に対する受容的な態度、相手との違いに対する 耐忍性や調整力などが必要であること

なお、これを扱う場合、人間関係の技術・能力(スキル)を高めさせることが 大切である。

男女の人間関係に関する内容

- ア 男女の人間関係は、学校や地域における異性の友人、親しい異性の友人、尊敬している異性、あこがれや好意を寄せる異性、性愛の対象としての異性など多様であること
- イ 思春期には、特定の異性と親しくなりたいという欲求が高まるが、特定の異性と親しくなる前に、多くの異性と友人関係を持ち、異性に対する理解を深め、異性の人格を尊重した態度や行動を身に付ける必要があること

なお、これらを扱う場合、人間関係のマナーやエチケットといわれる相手や周囲の人に不快感や不安感を与えない時と場、年齢に応じた行動様式を身に付けることなどが必要であり、この観点に立った指導や支援が必要である。

特定の異性との交際に関する内容

- ア 男女間の好ましい関係は、物事に対する積極的な意欲をわかせることもあるが、その反面、情緒的に不安定となり、学習意欲が低下したり、学校生活に 不適応を生じたりすることもあること
- イ 身体的、生理的な知識や異性に対する理解が不足していたり、性的な自己の確立が不十分であったりして、感情におぼれて安易に性行動を体験し、心身ともに傷ついたり、望まない妊娠をする者や性感染症に感染する者がいること

なお、これらを扱う場合は、賢明な意志決定や行動選択の能力を育てることが必要である。

(C)家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる。

人間は、性に関する様々な思想や文化、風俗、習慣、法律、制度などの中で、家族の一員として、あるいは職場や地域における様々な社会集団の一員として生きている。そのため、児童生徒が現在及び将来の生活において、これらの場で直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる必要がある。

< 内容 >

性役割に関する内容

- ア 自由、男女平等という観点から性差別について様々な問題点があること
- イ 異性に関する理解不足や固定的な性役割観から、自分の行動が性差別である ことすら気づかない場合もあること

なお、これらを扱う場合、児童生徒の発達段階に応じて、家庭や学校、社会での性役割、固定的な性役割観の発生要因とそれによる性差別などの学習を通して、男女共同参画社会の実現をめざすよう指導することが重要である。

性情報に関する内容

ア マスコミによる性情報の中には、人間の性を興味本位に、しかも内容を誇張したり性の快楽性を強調したりするものが多く、性に対して無用な不安や悩みを抱いたり、性を快楽的、消費的なイメージとしてとらえてしまうということ

なお、これを扱う場合は、マスコミの流す性情報の意義や価値について考えさせ、 性情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けることの大 切さを理解させることが重要である。

性の被害・加害に関する内容

- ア 性被害は、発達段階による特徴が見受けられ、その具体的内容は極めて多様であること
- イ 被害防止の観点から、発生状況や発生要因、被害を受けたときの対処の仕方 等に関すること

なお、これらを扱う場合は、人間尊重、男女平等の精神から絶対に許されないことであること、自己中心的な欲求による自制心のない行動は、相手の心身を傷つけるだけでなく自分自身も大きな罪を背負うことなどを理解させることが必要である。

エイズ・性感染症に関する内容

- ア エイズのまん延が危惧されており、その予防やエイズに伴う偏見・差別の払 拭が大きな問題となっていること
- イ 若年層を中心にクラミジア等の性感染症の増加が問題となっていること

なお、これらを扱う場合、児童生徒の発達段階に応じて、正しい知識とその予防方法を教えることが重要である。また、エイズは、その特性から感染症としてだけではなく、人道的、経済的、国際的な側面も有していることからより幅広い観点からとらえた内容を構成する必要がある。

・男女共同参画2000年プラン:固定的な性役割観、性差別の残存・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立・国民の性に関する意識や価値観の多様化・家庭環境、社会環境の

·薬物乱用、売買春、性感染症、10代の人工妊娠中絶の増加、性に関する健康問題の深刻化

变化

性教育

人間の性を人格の基本的な部分として、生理的側面、心理的側面、社会的側面などから統合的にとらえ科学的知識を与える。

生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動がとれるようにする。

<u>▽</u>校における性教育の具体的な目標

人間の発達には段階があり、児童生徒はそれぞれの段階にふさわしい生活を送る中で人として成長していく。性に関する課題もそのひとつである。

情報過多、情報氾濫の中、正は1知識と情報を取捨選択する能力が必要である。また、性情報の氾濫により歪んだ性意識を持った以、逸脱した行動に興味を持つことがある。人間尊重 自他を大切にする心を育てる必要がある。

初潮や精通現象の低年齢化という場体的性成熟の反面、心身のバランスの不均等から生ずる不安や悩みに対応する必要がある。

エイズの社会問題化とともに性感染症の低年齢化が進んでいる。正し、知識とともに望まし、行動選択をする力を育てる必要がある。

ア)男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる。

人間は、男か女かという事実(生物学的性)や男になることや女になること(心理的、社会的、文化的性)をどう認識しているかによって生き方に差異が生じる 人間の生物学的性や心理的、社会的、文化的性についての理解を深めさせ、自己の性に対する認識をより確かにさせる必要がある。

イ)人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。

人間はその生涯を通して、同性、 異性が様々な人間関係を結びながら生活している。男女が人間として 平等の立場でお互いに理解し合い、 人格を尊重しながら協力していく ことが必要 低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、男女平 等の精神の徹底を図り、児童生徒等が豊かな男女の人間関係を築く ことができるようにする必要がある。

ウ)家庭や様々な社会集団の一員 として直面する性の諸問題を適切 に判断し、対処する能力や資質を 育てる。

人間は性に関する様々な思想や 文化、風俗、習慣、法律、制度な どの中で、家族の一員として,ある いは職場の一員として生きている 家族や社会の一員として必要な

性に関する基礎的・基本的事項を 習得させ、直面する性の諸問題に 対して適切な意志決定や行動選 択ができる資質や能力を育てる必 要がある。

学校における性教育の内容は、その目標を実現するために必要な事項を<u>児童生徒の実態と教育上の必要性</u>から、児童生徒等の<u>発達段階に応じて</u>選択し、学習内容として構成する必要がある。

性教育の内容の選択や構成

学習指導要領に示されている各教科、道徳、特別活動の性に関する内容について も照合する必要がある。また、総合的な学習の時間における性教育の内容の選択・ 構成の工夫が必要である。

(1)自己の性を確かにするために必要な内容

- ・性と健康に関する内容、生命尊重等
- ・身体的、生理的側面からの自 己の性の肯定的な受容、生命 尊重、人間尊重等
- ・思春期における心身の急速な 発育・発達とそれに伴う不安 や悩みの理解等
- ・人間は生まれながらに様々で あり、男女の人間として平等、 互いの人格の尊重の必要性 等

(2)男女の人間関係の育成に必 要な内容

- ・男女の相互理解についての 内容
- 人間関係の基礎的内容
- ・男女の人間関係に関する内容
- 特定の異性との交際に関する 内容

(3)家族や社会の一員として必要な性に関する内容

- ・性役割に関する内容
- ・性情報に関する内容
- ・性の加害・被害に関する内容
- エイズ・性感染症の予防に関する内容
- ・その他

盲・聾・養護学校における性教育の留意点

障害のある児童生徒に対する性教育の目標は、障害のない児童生徒のそれと同じである。しかし、その障害の状態や程度に応じて、障害を克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すようにすることが大切である。

また、指導に当たっては、障害の状態や特性及び学校の実態に即して、各教科、道徳、特別活動、さらには総合的な学習の時間や自立活動等のすべての教育活動の中にも性教育を組み入れ、個に応じた課題が達成できるようにする必要がある。

以下に、各障害種別の特性を踏まえた時の学校における性教育の 課題、 指導上の 留意点、 教材等の配慮事項を述べる。

<盲学校>

課題

・視覚からの情報が十分に取り入れられず、情報量が少なくなりがちである。

指導上の配慮事項

・見える範囲、あるいは耳からの情報を頼りとして自己のセクシュアリティを形成 していることを踏まえ、児童生徒一人一人の受容能力を見極める。

教材等の配慮事項

・人体模型に触れるなど正確なイメージをつかむ、読み物を教材として用いるな ど実態に即した具体的な教材の開発と工夫

<聾学校>

課題

- ・聴覚からの情報が少ないことから状況や場面によって言葉の持つ細かなニュアン スの違いなどの理解が不足しがちである。
- ・障害のない児童生徒と身体的には大きな違いはないが、障害の程度による個人差は大きい。

指導上の配慮事項

・コミュニケーション手段として、携帯電話やインターネットの普及が著しいため、 性に関する誤った情報等への配慮が必要である。

教材等の配慮事項

・字幕を挿入したビデオなどの活用

< 養護学校(肢体不自由)>

課題

・障害により身体のイメージを持ちにくい児童生徒もおり、自己の思春期に起こる 身体の変化を理解したり受け入れたりすることに大きく影響する。

指導上の配慮事項

・障害があるために生ずる児童生徒の悩みや葛藤を予測し、それを乗り越える指導 や支援を行い、障害を克服し自立を果たすことに主眼をおく。

教材等の配慮事項

・視聴覚教材やコンピュータ等を積極的に活用し、経験の不足や偏りを補う。

<養護学校(知的障害)>

課題

- ・生理的な発達は年齢相応であるが、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になることがある。
- ・性被害を受けやすく、性犯罪から自分を守る指導が必要である。

指導上の配慮事項

・理解力に個人差が大きいことを踏まえ、学習した内容が日常生活で実際に生かせるよう繰り返し指導する。

教材等の配慮事項

・個に応じた多様な教材の準備(難解な用語を避ける、図や模型等)

<養護学校(病弱)>

課題

・自分自身の病気等に不安を抱いている者が多い。一人一人の発達段階とともに病 状を踏まえた指導を行う。

指導上の配慮事項

・医師や医療スタッフ、家族との十分な連携、児童生徒の悩みや葛藤を考慮する。

教材等の配慮事項

・病状等によっては短時間で指導できる教材の工夫

* 盲・聾・養護学校における性教育について図にまとめたものを次頁に掲載する。

性教育の意義

学校における性教育は、児童生徒の人格の完成をめざす「人間教育」の一環であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」等の根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われるものである。

+

障害の状態やその程度に応じて、障害を克服し、共に生きる社会の一員 としての自覚を高め、社会的自立を促すことが大切。

- ① 学習指導要領に準拠する。
- ② 学校教育目標との関連を図り、性教育のねらい、内容方法を明確にする。
- ③ 障害の程度や発達段階に即した効果的な指導をする。
- ④ 自立活動、総合的な学習の時間での取り扱いを工夫する。
- ⑤ 適正な補助教材を用いる。
- ⑥ 保護者や地域社会の理解・協力を得る。

	盲 学 校	聾 学 校	肢体不自由養護学校	知的障害養護学校	病弱養護学校
課題	・視覚からの情報が十分に取り入れられず、情報量が少なくなりがち。 ・物事の認識が断片的になったり、曖昧になったりしやすく、偏った知識や、不正確な知識をもつことになりかねない。 ・概念をもたない言葉の上だけの認識になりやすい。	・聴覚からの情報が少ない事から状況や場面によって言葉のもつ細かなニュアンスの違いなどの理解が難しい。 ・障害のない児童生徒と身体的発育には大きな違いがみられないが障害の程度による個人差が大きい。	・自分で身体を動かすことができる児童生徒から活動範囲が限られ社会経験の少ない児童生徒まで幅広く在籍している。 ・障害によりボディイメージのもちにくい児童生徒もおり、自分自身の程度が、自母の思春期に起こる身体の変化を理解したり受け入れたりすることに大きく影響する。	・取得した知識や技能が偏ったり、断片的になったりでしなったりではな年齢相にいるでも人前で性器いじりをしたり、異性に抱きついたりする等行動に問題がみられることがある。・性教育を通して日常生活の基礎的・基本的事項について身に付けさるとともに、自己の性につの認識を深めることが大切。	・自分自身の身体の性の 発達、病気そのものについての不安や悩みをもつ 者が多い。 ・入院期間の短期化、疾病構造の変化→見の実生徒 一人の病気の状態の 発達段計画のもとに学部 の指導計画のもとに学部 や学年の年間指導計画に 合わせた指導。しかし、一 貫性を保つのが困難。
指導上の配慮事項	・見える範囲、あるいは耳からの情報を頼りとして、自己のセクシュアリティを形成している。 →児童生徒の実態を十分に把握する必要がある。	・性に関する発達課題や指導内容は障害のない児童生徒と基本的には同様。しかし、個人差があり、一概に学年共通の内容が個にできるとは限らない。個に応じた指導が必要・生徒の間でもユニケーをリーンをリーンを関する情報についため、社会に記離する様々な性に関する情報についまかいようにする。	・障害を克服し自立を果たすことに主眼を置く必要がある。 ・障害があるために生じる 児童生徒等の悩みや葛藤を予測し、それを乗り 越える指導や支援をする ことが必要。	・障害のない児童生徒等の指導内容を基本とする。 しかし、状態に応じて、重 点化を図ったり、個別化を 図るなど指導の工夫が必 要。 ・学習した内容が日常生 活で実際に生かせるよう に繰り返し指導する。	・性に関する発達課題、指導内容は同年齢の児童生徒等と基本的には同じ。 ・医師や看護婦などの医療機関のスタッフ、家族と十分に連携をとってすすめる。 ・児童生徒等の悩みや葛藤に配慮。
教材選択上の配慮事項	・実物に即した具体的な教材の開発と工夫。 (体の学習:人体模型に触れるなど体の正確なイメージをつかむ)・心の成長を促す教材として読み物を教材として用いる。	・ビデオソフト等の視聴覚教材が有効である。(やさしい言葉で字幕を挿入して使用するなど言葉の理解への配慮が必要)・地域の保健所や医療機関等の専門機関から教材についての助言を得る。	・児童生徒等の障害の程度や発達段階に即して、トーキングエイドやパソコンを使用するなど補助用具を工夫することが大切。・安全で丈夫な教材・教具の工夫。身体的負担を少なくし、使いやすいものにする。 ・視聴覚教材やコンピュータ等を積極的に活用し、経験の不足や偏りを補う。	・理解力に個人差が大きい。個に応じた多様な教材を準備することが求められる。 ・用語は、難解なものを避け、理解したり、イメージしたりしやすいように工夫。・絵図や模型、視聴覚教材などできる限り具体的な教材を用いることが大切。 ※現状では障害に配慮した教材が少ないため実態に合わせ加工、開発。	・発達段階に応じたテキストやビデオテープによる教材を用意し、一人一人の児童生徒の必要に応じて指導を展開する。・短時間で指導できる教材の活用。
指導体制	(1)各学部、各教科における取組の充実 (2)道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間における取組の充実 (3)個別指導の充実				
家庭 連携	(1)全体計画・年間指導計画・個別指導計画の保護者への提示(保護者の要望を考慮した計画) (2)授業参観の実施 (3)性被害防止等の情報提供・啓発活動 (4)地域の情報収集				

学校における性教育実施上の留意点

これまで、学校における性教育の歴史的背景、性の概念、学校における性教育の目標、学校における性教育の具体的内容等を述べてきた。この先、いよいよ各学校における性教育の位置付けや指導体制、全体計画や家庭、地域社会、関係機関との連携等について述べていくが、その前に、これまでやこれから述べようとすることを踏まえて、「学校における性教育実施上の留意点」について述べておく。

- 1 全教職員の共通理解を図るだけでなく、保護者に対しても理解と協力を求める必要があること。
- 2 使用する用語については、造語、外来語が次から次へと登場 する。学習指導要領をはじめ教科書の言葉を使用すること。
- 3 内容の選択や取り扱いについては、学習指導要領に沿い教育 的価値がある内容であること、一人の判断ではなく教職員、保 護者、地域の同意を得られる内容であること、児童生徒の発達 段階に即した内容であること。
- 4 児童生徒の性に関する知識等の個人差を含め、受容能力を把握すること。それに応じた内容や方法を選択すること。
- 5 各教科、道徳、特別活動等で編成され た教育課程に位置付けて行うこと。具体 的な実施に当たっては、集団指導と個別 指導とによって相互に補完すること。



6 教師と児童生徒及び保護者との信頼関係が不可欠であること。

第2章

学校における性教育の進め方

指導体制について

学校における性教育は、各学校の教育活動全体を通じて実施されるため、学校としての指導体制が整えられなければならない。具体的には、発達段階を重視し、性教育についての計画、実施、評価、改善を図っていくことができる体制を作り上げることが重要である。その際、特に次のことが重要である。

①学校の教育目標と性教育の目標との関連

性教育を学校全体で取り組むためには、教育課程の基準のねらいやそれに基づく 学習指導要領のねらい及び各学校の教育目標と性教育の目標との関連を明らかにして、全教職員が理解して指導体制を整える必要がある。

②性教育の位置付け

学校における性教育は、次のように位置付けることができる。

- 教育課程に位置付け、各教科・道徳・特別活動の授業で扱う性教育
- ◆ 上記を統合・深化し、児童生徒の内面で統一的にとらえることができるよう 特別活動や総合的な学習の時間に位置付けて実施する性教育
- 生徒指導として学校教育全体を通じて行う集団的・個別的な性に関する指導 と支援及び個別指導

③全校的な指導体制

学校全体で取り組むためには、校務分掌と融合した有機的な教職員の組織を設け、教職員それぞれの役割分担を明確にする必要がある。とりわけ、校長の適切な判断と指導力が求められる。

④性教育に関する校内研修

教職員の間には、性に対する様々な意識や価値観があったり、性教育に対して様々な見解が見られる。したがって、ねらいや取り上げる内容、その指導方法等について教職員で共通理解を図るとともに、教職員の実践的な指導力の向上に努めるための研修を行う必要がある。

⑤教材・資料の収集・保存

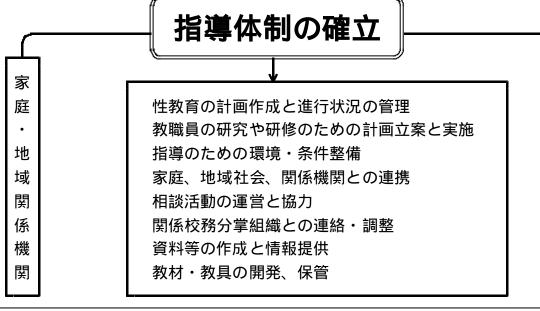
教材・資料の収集を積極的に行うことはもとより、一力所にまとめるなど保存方法にも工夫を凝らしたい。また、教材・資料の与え方等を研修を通して共有し合うなどしたい。

⑥学校・家庭・地域社会・関係機関との連携

学校が性教育を実施するに当たり、保護者との協力が必要であることは言うまで もない。また、学校と家庭、地域における関係機関等との連携が重要であり、学校 における性教育の指導体制を整える際には、この連携体制を整備する必要がある。

学校の教育目標 上 性教育の目標

指導・支援の場面(教育課程等への位置付け) 教科 世に関する基礎的・基本的な 内容の学習 特別活動 性に関する問題の自発的解決 総合的な 学習の時間 性に関する横断的・総合的な学習 生徒指導 性に関する集団・個別指導、相談・支援活動



校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、養護教諭、学年主任、教科担任、学級担任、学校医・・・

*性教育の実施に当たっては、特に<u>【校長】の適切な判断</u>が求められている! 慎重に進めるべき事例について、 P 4 6 を参照

実態調査と指導

実態把握

学校における性教育に限らず指導にあたっては、児童生徒の実態を把握することは言うまでもない。目の前の児童生徒がどれだけの知識を持ち合わせているのか、どのような行動傾向にあるのか、何を知りたいと望んでいるのかなど幅広くその実態を把握することが大切である。加えて、学校における性教育の場合は、保護者の意識等を把握することも大切である。

その際、よくとられる手法がアンケート調査である。アンケート調査は、ねらいが何であるかによってその調査内容が決定されてくる。これまで学校における性教育を実施するにあたってのアンケートが多く実施されているが、それらを参考にしながら各学校で主体的にその内容を吟味、作成することが大切である。

また、アンケート調査で終了するのではなく、児童生徒への面談 (グループ、個人)等でさらに深くその内面を含めた実態把握を実施したい。アンケート調査が「量的調査」であれば、面談等の調査は「質的調査」である。この両者をセットに考えてより広く、より深く児童生徒の理解に努めたいものである。

実態調査…本人、家庭のプライバシーへの配慮

基本的内容 性に関する知識の内容と量…情報入手経路を含む

性に関する心身の発育・発達状況…不安や悩みを含む

性に関する意識や価値観…異性観など

交友関係…家庭での交友を含む

日常生活…家族の人間関係、保護者との性に関しての会話や基本 的生活習慣など

集団指導

社会のニーズから学校が誕生した経緯を考えれば、その指導は第一義的には集団を対象に実施することになる。したがって、対象とする集団(多くが学級集団であろう)の成員に共通に身に付けさせるべき内容は何かを十分検討することが重要であり、学校における性教育の指導内容については、学習指導要領が基盤となる。(本書のP18からの「性教育の内容」についても再度参照)

ここでは特に集団指導における留意点としてその主な項目をあげておく。

共感性を促す指導…相手の気持ちを思いやる心の形成は、極めて重要な要素である。 教職員間の連携・協力

組織的・計画的な指導

児童生徒の主体性を生かす指導

明るい雰囲気の中での指導

児童生徒の理解と指導の展開…個人差が大きいことを踏まえた指導

日常生活に役立つ技術・能力の育成...賢明な意志決定や行動選択

指導形態の工夫...ロールプレイング、ディベート等

家庭との連携…性に関する指導の原点は家庭にあり、そこでの教育を充実させる 一翼を担うのが学校。

個別指導

学校における性教育での個別指導は、次の3点でまとめることができよう。

集団の指導では十分でない点について、深化、補充を図るとともに個別化を図る ための指導

性に関する悩みがある児童生徒を対象として問題行動の早期発見や予防をねらい とする予防的な指導

性の問題行動を行った児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒に対して、その立ち直りを支援する指導

ここでは、個別指導における留意点としてその主な項目をあげておく。

学校における共通理解…個別指導であっても学校における性教育の目標が基盤にあることの認識

児童生徒への共感…悩みの内容を知ることではなく、悩みのつらさをわかろうとする姿勢、問題の背景や要因の把握

教師自身の態度…教師自身の自分の性に関する考え方や価値観等の自覚 教師間の連携・協力

指導におけると関係機関との連携…個別指導の内容によっては、学校だけでは解決できないことがあることを認識(学校は教育の部分でその役割を果たす)。治療的な指導は関係機関へ

家庭との連携

信頼関係の確立...秘密の保持を含む

··· みんなに聞こえる独り言

ほんのひととき

この時間が二人の宝物

伝えたいのは大きな夢

ステキな未来、強いこころ

いい夢をみることができますように・・・

お父さん、

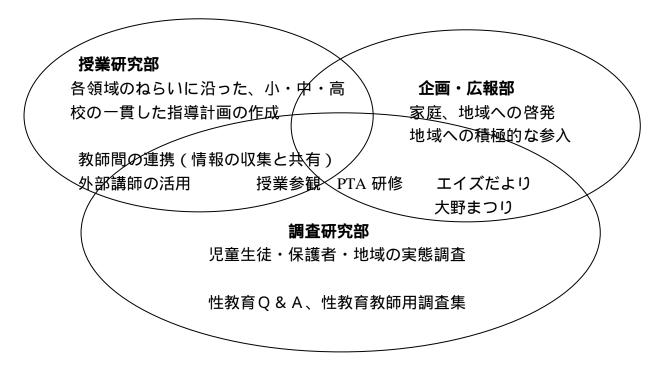
絵本を読んであげてください

公共広告機構(大阪版)

連 携

学校における性教育を進めるに当たって、教職員間、家庭(保護者)、地域、関係機関との連携が重要であることをこれまでにも述べてきた。ここでは、平成14年度~平成16年度に文部科学省から「エイズ教育(性教育)推進地域」の指定を受け、見事な成果をあげている揖斐郡大野町の取組を紹介することで連携の重要さを理解いただきたい。

大野町では、「人間尊重の精神をはぐくむエイズ教育(性教育)の在り方」を研究テーマに掲げ、 授業研究部、 調査研究部、 企画・広報部の三つの実務部会を通して実践を積み重ねた。ここでは特に「連携」という視点でそれぞれについて紹介したい。



授業研究部

各領域のねらいに沿いながら、小学校・中学校・高等学校の一貫した指導の在り方を 究明するなど校種間の連携については言うまでもない。この成果(指導計画等)につい ては、来年度作成する実践集の中で紹介することにし、ここでは別の視点から授業研究 部の取組を紹介したい。

(ア)外部講師の積極的な活用

小学校、中学校、高等学校の各児童生徒の実態に合わせるとともに授業のねらいに即して地域の「外部講師」を積極的に活用している。保護者、保健師、警察官、妊婦、大学の教員、車いすで生活している方など地域の様々な方々が、教科、道徳、特別活動等

の授業に参画している。もちろん、授業のねらいを達成するために、その方々の授業の中での出場(でば)など綿密な事前の打ち合わせを学校は実施している。外部講師に遠慮することなく学校の思い(方針や授業のねらい)を伝え、外部講師もまたそれに応えるという信頼関係が築かれている。

(イ)教職員間の連携

調査研究部を中心にした様々な情報集めにも、教職員が積極的に取組み、得た情報を 共有し合おうという姿勢がある。また、養護教諭や学校栄養職員が教壇に立つこともあ る。(TT や兼職発令、非常勤講師制度の活用)

「連携」というと外部との連携をイメージしやすいが、こうした教職員間の連携があってこそ、外部との連携は意味を成してくる。学校における性教育では、特にこうした教職員間の共通理解が重要であろう。

(ウ)保護者対象の模擬授業

そもそも、教職員間の共通理解を図ろうという趣旨で模擬授業を考えたわけであるが、この機会を保護者と共有し合うことで保護者の意見も取り入れた授業の創造や保護者の理解を得るための機会とした。児童生徒の夏休みを利用して地域の町民センターで行われ、端的にポイントを示しながら小学校第1学年から第6学年までの授業を公開した。

参加した保護者の感想

- ・学年に応じ、とてもわかりやすい話でした。自分自身も授業を受けたので、子 どもと一緒に今後話し合っていけると大変うれしく思います。
- ・頭ではわかっていてもうまく子どもにわかりやすく話せませんでした。出席させていただき、素晴らしい言葉がいくつも見つかりました。とても良い勉強になり感謝します。
- ・子どもが受けている授業内容、今後の方針を知ることができ安心しました。家 庭にもつなげていけるようにしていきたいと思います。
- ・親自身も恥ずかしがらず話せたらよいのですが、なかなかできません。先生方 のお力をお借りして親も学んでいきたいです。
- ・正しい知識、正しい判断、命の大切さを伝えてくださっている先生方の姿がと てもありがたいと思いました。

調査研究部

この部会では、児童生徒と保護者の意識調査をもとに、授業と家庭をつなぐ取組を行った。具体的には、授業を意識した「性教育 Q&A 集」と「性教育教師用調査集」である。

(ア)性教育Q&A集

「性教育 Q&A 集」は、町全体で意識調査を実施、その結果と分析を踏まえ、学校で

行う性教育の内容と照らし合わせながら作成された。調査結果をもとにしているため、保護者の声が多く生かされている、地域の専門家の助言が散りばめられている、そして何よりも教師の願いを入れることで授業との関連を図っている。この「性教育 Q&A 集」は、小学校版、中学校版としてまとめ、全保護者に配布し、家庭における活用の仕方等を紹介している。さらに、配布後に保護者等の意見を再度聴取し授業に生かそうとしている。冊子を作るのが目的ではなく、エイズ教育(性教育)を推進しようとする熱意とともに家庭と一緒になってそれを推進しようとする意図がそこに見て取れる。

(イ)性教育教師用調査集

「性教育教師用調査集」は、教職員の「性を自らのこととして考えているのか!」という自問自答から始まった。児童生徒に性を自分のこととしてとらえさせるには教職員自らがそうでなくてはいけないと考え、「エイズ教育(性教育)を町ぐるみで実践し続けるために」というテーマを掲げ、性に関する地域の情報や児童生徒を取り巻く社会の状況を積極的に収集し、共有し合い、意見交流を行った。その中心となったのが、各学校の保健主事である。学校間の連携がそこに存在していたのである。

企画・広報部

この部会の活動の根底には、エイズ教育(性教育)に対する関心や理解への個人差は、児童生徒よりも保護者や地域住民である大人の方が大きいという考えがあった。そこで、家庭や地域への啓発活動とともに地域ぐるみのエイズ教育(性教育)の推進をその活動内容として位置付けた。具体的には、「エイズだより」の定期発行と「大野まつり」への参画である。

(ア)エイズだより

「エイズだより」は、養護教諭部会の編集による「エイズを知ろう」のコーナーや学校で学習している内容の紹介、地域での取組などの情報が組み込まれた A4 版見開き 4 ページのリーフレットであり、町内全戸に配布した。ここでも、配布だけに終わるのではなく、その後の住民の感想等を聴取し、次号に生かしている。また、各学校における PTA の研修会でもエイズ教育(性教育)に関する講演会を開催、時には親子で講演を聴くという工夫をしている。

(イ)大野まつり

地域住民の意識が集まりやすい「大野まつり」には、児童会や生徒会の児童生徒が中心となり、自分たちが学習してきたことを展示したり、レッドリボンを渡したりと積極的に地域の活動に参画していく方向付けをしている。「大野まつり」の中でエイズコーナーを担当した児童生徒達が、参加できた喜びよりも今後もっと多くの人たちにエイズについて知ってもらいたい、だから自分たちがもっといろいろ勉強していきたいと口を揃えて語っていることが注目される。

これら大野町の取組で特に印象的だったのが、それぞれの立場の間でコミュニケーシ ョンが十分にあるということである。連携という名の下に役割分担をするだけに留まる ことなく、お互いがどのように活動しているのかを把握し合っていること、お互いが活 動の中で混ざり合って動いている部分があること、そして何よりもめざす方向をその時 々に確認し合っていることである。これらのことに大きく貢献をしているのが、各学校 で開催される学校保健安全委員会であると思われる。開催時には、必ず性教育のことが 議題としてあがっているのである。話題としてあげることで、様々な立場の方々がそれ を意識し、それぞれの方々の本来の組織の中でも話題になる。すなわち、学校保健委員 会は、組織的に教育を推進していく上で核となっていたのである。

以上、連携という視点とはいうものの、目に見える活動面を述べるに留まったかもし れないが、これらの取組の裏には、関係者の熱い思いと強い願いがあることは言うまで もない。また、その思いに支えられて、具体的な活動へと導かれた経緯をはじめ、苦労 された点については記述しきれなかった。これらについては、すべての取組の中で、時 に中心に、時には支援の立場にその身を置き、町ぐるみの取組へと創り上げていった大 野町教育委員会の生の声をお聞きいただく方が良いと考える。

問い合わせ先

揖斐郡大野町教育委員会 0585-32-1111

なお、この実践では、小学校、中学校、高等学校での一貫した指導の在り方を求めよ うとしたわけであるが、実は大野町には高等学校が存在しない。そこで、本実践におい ては、揖斐川町にある県立揖斐高等学校に協力を要請したところ、快く承諾をいただき 実践が実現したことを追記しておきたい。

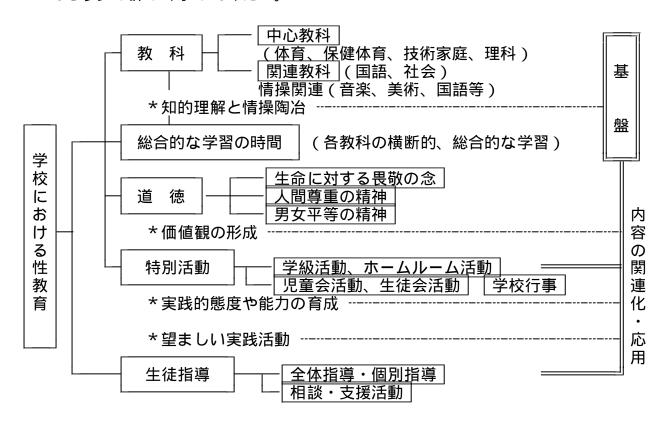
--- みんなに聞こえる独り言 -------

平成16年11月24日、大野町において、文部科学省指定「エイズ教育(性教育)推進地 域」の公表会が実施された。午前中、揖斐高等学校、大野中学校、大野小学校の授業を参観し た。真剣に授業に立ち向かう子どもたちとその前には自信に溢れた表情の教師たちがいた・・

昼食の後、全体会会場ロビーに展示された取組の展示パネルを見ていた時のことである。近 くにいた地域の方々の会話が聞こえてきた。「最近、子どもたち変わったよね。朝でも昼でも子 どもの方から挨拶してくれる!」その言葉が聞こえてきた方を見ると、その先の展示パネルの 文字が私の目に飛び込んできた。『人間尊重の精神をはぐくむエイズ教育(性教育)』という研 究テーマである。その瞬間、これまでの大野町の歩みが確かなものであり、これから先も揺ら ぐことのないものであることを確信した。

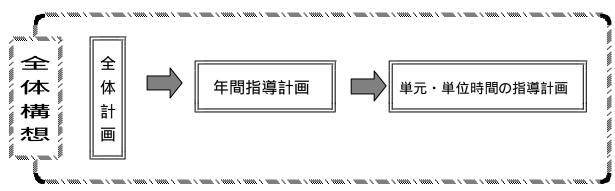
学校における性教育の全体構想

学校における性教育の全体構想に入る前に、P 2 8 で示した教育課程への位置付けについてもう少し詳しく示してみたい。



学校における性教育は、体育科、保健体育科の学習を中心としながら、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ学校教育活動全体を通じて実施される。このことを明確に意識しながら、学校の教育目標やねらいに沿って、学校教育活動のあらゆる分野において総体として、かつ発展的に取り扱えるようにしなければならない。

全体構想は、これらのことを確かなものとしてイメージするために作成するものであり、この全体構想がもとになり、全体計画、年間指導計画、単位時間の計画へと具体化していくのである。



学校における性教育(全体構想図)例

地域の環境作り、保護者への啓発普及 保健所・支援(ポスター・パンフの配付・講演会)

親子のつながり

家 庭

地 域

目煙

人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、科学的知識を与えるとともに、生命尊重、人間尊重、男女平等等の精神に基づき、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動をとれるようにする。

校

性に関する問題に対し

リスクの

向い児童生は

リスクの低い児

童生徒

学

留意点

個別指導

- ① 学校における共通理解
- ② 児童生徒等への共感
- ③ 教師自身の態度(絶えず自分を見 つめる、信頼の形成、自信)
- ④ 指導の限界
- ⑤ 教師間の連携と協力
- ⑥ 家庭との連携
- ⑦ 個別指導における問題の背景や 要因の把握
- ⑧ 秘密の保持(教師間の連携)
- ⑨ 関係機関との連携

保健所 医療機関

相談窓

児童生徒等の性に関する価値観や意識は 家庭・地域において 相当違いがある

①集団指導を受けての深化、補充、個別化 ■

②問題行動の早期発見や予防

③立ち直りの支援(治療的指導)

指導の場面

- 各教科や科目
- 道徳(小中学校)
- ホームルーム (学級活動)
- 生徒会活動
 - (児童会活動)
- 学校行事

指導方法

説明・解説・話し合い・ 発表・グループワーク・ 質問紙法・ブレインス トーミング・ロールプレ イング・ディベート

集団の単位

全校・学年・学級・生徒会(児童会)クラブなど

- ・指導内容に応じて小グループ
- 学級活動と個別指導の掛け橋

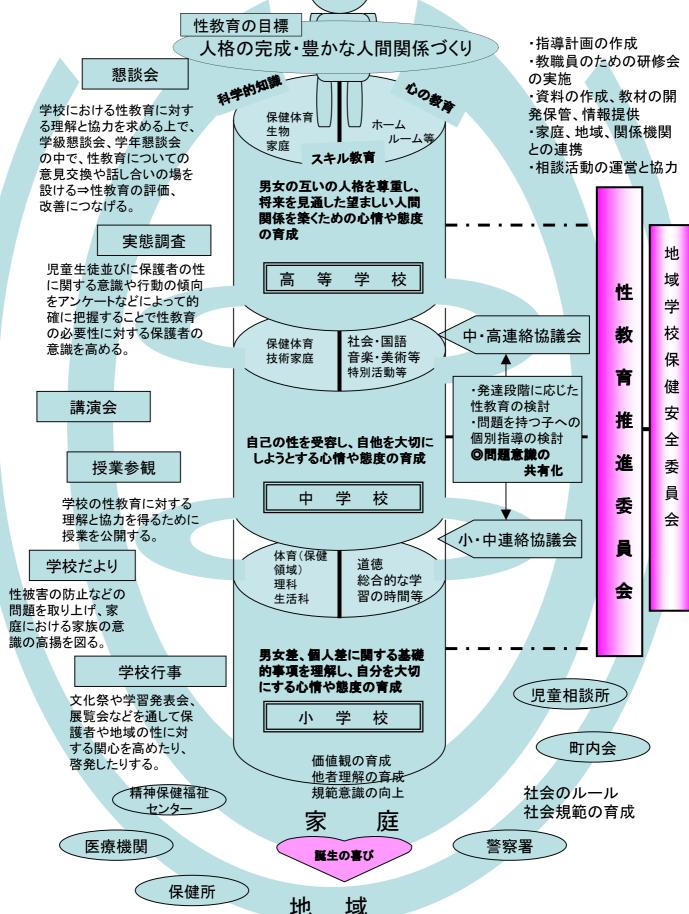
集団指導

共通に身に付けるべき、

- ① 共感性を促す指導:融合、他者理解・受容
- ② 教職員間の連携・協力
- ③ 組織的、計画的な指導
- ④ 児童生徒等の主体性を生かす指導
- ⑤ 明るい雰囲気の中での指導
- ⑥ 児童生徒等の理解と指導の展開
- ⑦ 日常生活に役立つ技術・能力(スキル)の育成
- ⑧ 指導形態の工夫
- 9 学校と家庭との連携

留意点

小学校・中学校、高等学校の連携を図りながら進める性教育 (全体構想図例)



〇〇小学校 性教育全体計画

- 児童生徒の実態(小学生) -・女子の初経については5~6年生に かけて約半数が、男子の精通につい かり (利干級が、男子の精通につい では6年生において1割程度の経 をである。初経年齢の低年には か、不安を抱える児童や保護者 え個別指導の必要性が高まっさいる。 異性への関心の高い女子児童が多く、 異性への関心の高い女子児童が多く、 はでする。 などの情報から シュニケーションの ションの方がなられる。

とり方がみられる。

食卓の在り方を考える食育を通して、 家族のつながりや大切さを再確認し ている家庭が多く見られる。

飼育栽培活動を通して、命の大切さに気付き、優しい心をもった児童が 増えてきている。

学校の教育目標

美しい心とたくましい体で 進んで考え実践する子

まなぶ子 自ら課題を見つけ、考え、 解決する力の育成

思いやりの心の育成 じょうぶな子

ようかな。 命を大切にし、強い心と じょうぶな体の育成

- 学校の性数質の目標・

自分の性と成長を肯定的に受け止め、夢 や希望をもち、主体的に生きる子の育成

小学校の性教育の目標 ア) 生命の誕生及び心身の発育・発 達における男女差や個人差に関す

に、 家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うこと が大切であることを知り、家庭や 社会の一員として適切な判断や意 志決定ができる能力や態度を育て

学校における性教育に関わる重点

全教育活動を通じて、正しい知識を身に付け、自分を大切に し、心身の成長を肯定的に受け止めることができる ○全教育活動を通じて、

家庭や地域との連携に関わる重点○家庭が自分の存在価値を再確認する場となり、家庭や地域で役割をもって過ごすことができる

学校における性教育

身体的な発達速度が安定し、好奇心旺 盛な時期

■特別活動

- ・からだはたからばこ ・さそいにのらない ・わたしのたんじょう (第1学年) (第1学年) (第2学年)

(中学年)

体格や体力は男女の違いが生じ始め、 異性に対する関心が芽生える時期

- ■体育科(保健領域)
- ・毎日の生活と健康・育ちゆくわたし (第3学年) (第4学年)
- ■特別活動
 - (第3学年) ・わたしたちの体 (第4学年) マスコミと私たち (第4学年女子) 月経のてあて

(高学年) 2次性徴の発現により心身ともに大き な変化が現れ、自己の性への認識が確 かになる時期

- ■体育科(保健領域)
- ・心の健康

(第5学年)

・病気の予防

(第6学年)

■理科

- ・動物の発生と成長 (第5学年) ・人や動物の体 ■家庭科 (第6学年)
- - ・わたしにできることは(第5学年)
 - ・楽しい食事をくふうしよう

(第6学年)

■特別活動

・いのちをつくりだす ・エイズと共に生きる (第5学年) (第6学年) 性教育推進の目標

(低学年)

- ①男女の体の違いに気付くとともに 自分は父親・母親から生まれ、愛情 と保護によって育てられたことを知 り、自分を大切にしようとする気持 ちを育てる
- ②男女の体には違いがあるが、人間と して共に大切な存在であることを知 り男女の別なく仲よくしようとする
- 態度を育てる
 ③家族は互いに助け合って生活してい ることに気付き、家族の一員として 協力していこうとする態度を育てる とともに、性被害が起きている現状 を知り、被害を防ぐ方法を身に付け

(中学年)

- ②男女が互いの違いや良さに気付き 互いに相手を尊重し、男女仲良く協 力する態度を育てる
- 家庭の機能について理解し、家庭に における自分の役割を自覚して行動 する態度を言ってる。また、性情報を ③家庭の機能について理解し 正しく受け止め、適切に行動しよう とする態度を育てる

(高学年)

- ①心身の発育・発達には男女や個人に よって違いがあることを知るととも に、生命の連続性や人の誕生につい て理解し、自他の生命を尊重する態 度を育てる
- ②異性に対する心は男女に違いがある ことを知り、互いを尊重し、より良い男女の友達関係を築こうとする態 度を育てる ③家庭や社会における男女の役割につ
- いて考え、固定的な性役割にとらわ れず、男女が協力することの大切さ を知るとともに、性情報や性被害、 エイズに関することなどについて認 識を深め健康で安全な生活を営む態 度を育てる

家庭や地域との連携

- ●家族とのふれあいの場を確保 コミュニケーションを深め る取組
- 加丁の会話を増やし、進んで家族の一員として働く喜びを持つ子どもを目指す
 - 例)「ふれあい食卓週間」
- ●家庭や地域と一体になり、子ど もたちの豊かでたくましい心の 成長を支え、見守る取組
- 異学年集団で構成された縦割り班活 動を通して、発達段階に応じて自分 の役割を担い、やり遂げる体験を積 む。また、家族や地域の知恵を学び高学年への憧れをもつ活動 例)「〇〇小夏祭り」
- ●命のかけがえのなさ・大切さ・ 素晴らしさを実感し、それらを 仲間と共有する中で自分自身へ の自信をはぐくむ取組
- 親子で学ぶいのちの教育 例)「いのちの教育月間」 「授業参観と産婦人科医の講話」
- ●豊かな心をはぐくむ取組 例)「朝の読書活動」
 - 「親子読書や読み聞かせ」
- ●子どもや家族の姿から、活動の 意味やねうちを価値付け、家庭 の好ましい教育力を自覚させる 家庭 取組
 - 例)「保健だより」 「学校・学級通信」
- ●子どもたちの心身の発達を理解 し、家庭での子育てを支援する 取組
 - 「家庭教育学級」「個別懇談 「授業参観」「アンケート調査 学校医による講話 例)

教職員の連携・教育環境の整理

- ○教育相談の充実による児童理解
- ○教材の開発や保管 ○性教育についての共通理解を図る研修会
- ○教員同士の連携・協力体制の構築
- ○組織的、計画的な性教育の指導

保健室

- ○個別指導を必要とする児童の把握 と、健康相談活動の実施 ○児童の心身における健康状態の把 握と、望ましい生活習慣の確立。 ○児童の抱える悩みへの共感的姿勢

学校内外との連携等

- ○相談機関との連携
- ○他校との情報交換と連携 ○学校医を始めとする地域医療機 関や保健センターとの連携
- ○スクールカウンセラーの活用

全体計画を作成するにあたって (小学校)

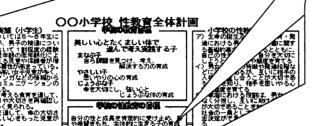
◇ 学校と家庭の連携を密にして行った学校の例

◇ 重 点

◇ 実態

性教育を進めるに当たって、生徒の実態を次 の観点からきめ細かく把握することに努めた。

- ◎ 性に関してもっている知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達の状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係



学校における性教育に関わる重点

〇全教育活動を通じて、正しい知識を身に付け、自分を大切こし、心身の成長を肯定的に受け止めることができる

指導の場を学校と家庭の二つとし、そ れぞれに連携を取り合って性教育の効 果を高める。

◇指導内容

小学校教育は6年間という長い期 間であり、生涯の中でも心身の発 育・発達の変化の著しい時期であ る。低・中・高の時期に分け、その 時期の心身の発達の特徴を理解し た上で指導に当たれるよう配慮し



o する心は男女に違いがある

」、互いを尊重し、より良 接連関係を築こうとする態

における男女の役割こつ 固定的な性役割ことらわ

◇ 家庭との連携

小学校における性教育には、科 学的知識の伝達ではなく、人と 人のつながりを大切にした教 育が必要だと思われる。家庭と の連携を図り、家族のつながり を深めるために、家庭の中に自 分の存在価値を見つけること ができるような活動を意図的 に仕組んだ。

この全体計画では、「ふれあ い食卓週間」がそれにあたる。



◇保健室

保健室では、個別指導の必要な児 童を把握し、担任との連携を大切 にしながら相談活動を実施する。

◇教職員との連携

物の発生と成長 (第5学年) や動物の体 (第6学年)

・人や前がルバキ 家庭料 ・わたしにできることは〈第6学年〉 ・楽しい食事をくふうしょう /**と学年〉

■特別活動 ・しめちをつくりだす (第6学年) ・エイズと共に生きる (第6学年)

:フ (第6学年)

補助教材は、児童の発達段階と学校の性教育 のねらいに即して適切であるかどうかとい う視点で選択する。また、表現や図案等が適 切であるかも吟味する。

◇ 学校内外との連携

学校における性教育は、学校の教育活動全体を通 じて行われることから、性教育のための組織は関 係する校内分掌組織と密接に連携した組織でな ければならない。

学校、家庭、地域社会が連携した性教育の推進 や性に関する問題の発生防止・解決のためには、 地域関係機関や団体等の支援や協力が必要な事 柄もある。そのため、校外組織との円滑な連携が 図られるようにしておく。

「保健だより」 「学校・学級通信」

◆子どもたちの心身の発達を理解し、家庭での子育てを支援する

〇〇中学校 性教育全体計画

生徒の実態

- ・様々な性情報に触れ、誤った認 識をもつ生徒がいる。
- ・二次性徴の発現や思春期特有の 不安定さから,不安や悩みをも ち, 問題行動に発展することが ある。
- ・同性や異性を含む集団的行動を 好み, 先輩との交流も見られ る。
- ・家庭環境や家庭内の人間関係 が,生徒の性意識に強く影響し ている。
- ・コミュニケーションをメールに 頼る生徒が増えている。

学校の教育目標

地域に根ざした、人間性豊かで、 賢くたくましい 生徒 自分づくり・・・自分をきたえる 仲間づくり・・・仲間を思いやる ふるさとづくり・・地域を考える

学校の性教育の目標

自他の生命を大切にし, まわりを思いやることの できる生徒

中学校における性教育の目標

- 心身の発育・発達や変化など人間の性の 成熟について科学的に理解するととも に、発達途上にある自己の性を受容し、 自他を大切にしようとする心情や態度 を育てる。
- ・男女の心身の特質を基に男女が互いに相 手を理解し,人格を尊重する心情や態度 を育てる。また、望ましい人間関係を築 いていくため、より適切な意思決定に基 づく行動選択ができる能力や態度を育
- 男女の生き方は多様であることを理解 し, 家庭や社会において期待される役割 や自己の将来の生き方について考える とともに、社会における性的な事象を見 つめて, 家庭や社会の一員として適切な 判断や意思決定, 行動選択ができる能力 や態度を育てる。

めざす生徒の姿

- 男女の違いや個人の違いを知り、よりよい人間関係を築くことができる生徒
- ・直面する性の諸問題を適切に対処できる生徒

性教育推進の目標

- 身体的な成熟に伴う性の発達について理解するとともに、自他の性に対する認識を深め、異性を尊重する 年 心情や態度を身に付ける。
- 男女の人間関係においては、お互いの人格を尊重することが重要であることを理解することで、 健全な異 年 性感をもつ。
- 家庭や社会における男女の生き方は多様であることに気付くとともに性にかかわる問題に対して、適切な 3 年 判断や意思決定ができる能力や態度を身に付ける。

各教科

- ·保健体育,理科,家 庭科等の授業を中 心に, 生命の誕生, 人間の身体の仕組 み,心身の健康等に ついて科学的な理 解に努め、生命の尊 さについて考える。
- ・社会, 国語等の授業 を中心に,人権尊 重, 男女の協力, 豊 かな心や思いやり の気持ちを育てる。

特別活動

- ・学級活動における 「性と命の学習」を 通して性に対する 正しい理解をもと に,心身の成熟に伴 う性的な発達に対 応し,適切な行動が 取れるようになる。
- ・様々な活動を通し て, 互いを理解し, 認め合い. 望ましい 人間関係を作るこ とができる。

道徳

- ・自己肯定感を高 め, 自他を大切 にする心をもつ ようになる。
- · 人権尊重, 男女 平等の精神をは ぐくむ。
- 互いを認め合い、 思いやりをもっ て生きようとす る豊かな心をは ぐくむ。

総合的な学習

学び方やものの 考え方を身につ け, 問題の解決 や探究活動にお いて主体的、創 造的に問題の解 決に取組む態度 を育て, 自己の 生き方を考える ことができるよ うにする。

個別指導 相談活動

- 教育相談
- •健康相談活動
- 各種調査
- ・相談室の活用

教職員の連携と研修

- ・全体計画、指導計画の作成 ・健康相談活動の充実
- ・職員の共通理解と共通行動 ・教材教具の開発と保管
- ・職員会・学年会・研修会

家庭・地域社会との連携

- · 学校保健安全委員会, 学校評議員会
- ・情報の収集と提供,実態調査の活用
- ・個別懇談, 学級便り, 保健便り
- ・地域医療機関・保健センターとの連携

◇ 実態

性教育を進めるに当たって、生徒の実態を次の観点からき め細かく把握することに努めた。

- ◎ 性に関してもっている知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達の状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係 ◎ 家族関係

生徒の実能 学校の教育目標 様々性情報は 地域に根ざした。人間性勢かで、 をもつ生徒 ・二次性徴の発現や思春期特有の 賢くたくましょ生徒 不安定さから,不安や悩みをも 自分づくり・・・自分をきたえる ち、問題行動に発展することが 仲間づくり・・・仲間を思いやる あス ふるさとづくり・・地域を考える 同性や異性を含む集団的行動を 好み、先輩との交流も見られ が、生徒の性意識に強く影響し 学校の件教育の目標 自他の生命を大切にし, まわりを思いやることの 頼る生徒が増えている。 できる生徒

中学校における件教育の目標 心身の発育・発達や変化など人間の性の

に、発達途上にある自己の性 自他を大切にしようとす を育てる.

- 男女の心身の特質を 手を理解し、人格を尊重する心 を育てる。また、望ましい人間関係を棄 いていくため、より適切な意思決定に基 づく行動選択ができる能力や態度を育
- 男女の生き方は多様であることを理能 し、家庭や社会における期待され や自己の将来の生き方についる とともに、社会における性的なす つめて 窓底や社会の一番レー 判断や意思決定、行動選択ができ や態度を育てる

◇ 目標

中学生期は、心身の変化が最も激しく 現れる時期であり、人格形成において も一生の中で重要な位置を占める時 期である。この時期にいかに自己を受 けとめるか、生きていく上でどのよう な行動の指針を形成するかは、自己の 生涯に大きな影響を持つ。言い換えれ ば男性として、又は女性として自己や 他者をどのように理解するかによっ て大きく左右される。この特性を踏ま えた目標を設定した。

◇めざす生徒の姿

『生徒の実態』から見えてくる課題を解 決できる生徒をめざすことにした。

めざす生徒の姿

男女の違いや個人の違いを知り、よりよい人間関係を築くことができる生徒 ・直面する性の諸問題を適切に対処できる生徒

件教育推進の目標

- 身体的な成熟に伴う性の発達について理解するとともに、自他の性に対する認識を深め、異性を 心情や態度を身に付ける
- 男女の人間関係においては、お互いの人格を尊重することが重要であることを理解することで 性感をもつ
- 3
- 家庭や社会における男女の生き方は多様であることに気づくとともに性にかかわる問題。

◇総合的な学習

総合的な学習の時間のねらいを十分に踏ま え、「人間としてどう生きていくか」と言う 視点から内容を考えた。

各教科 特別活動 総合的な学習 浦 徳 ・保健体育、理科、家 庭科等の授業を中 学級活動における 自己肯定感を高 「性と命の学習」を め、自他を大切 通して性に対する にする心をもつ 心に、生命の誕生、 人間の身体の仕組 正しい理解をもと ようになる。 み,心身の健康等に に,心身の成熟に伴 ついて科学的か理 う性的な発達に対 平等の精神を育 解に努め、生命の尊 応し、適切な行動が t. 取れるようになる。 様々な活動を通し さについて老さる ・互いを認め合い ・社会, 国語等の授業 思いやりをもっ を中心に、人権尊 て、互いを理解し、 て生きようとす

認め合い、望ましい

とができる。

人間関係を作るこ

学び方やものの 相談活動 考え方を身につ け、問題の解決 健康和 や探究活動にお ・各種調査 いて主体的。創 造的に問題の解 ・相談室の活用 決に取り組む態

個別指導

◇個別指導・相談活動

中学生の時期における性に関する知 識・理解については個人差が大きく、集 団指導では十分でない場合も多い。ま た、性の問題で深刻に悩んでいる生徒も いるため個別指導は不可欠である。

教職員の連携と研修

重、男女の協力、費

の気もちを育てる。

・全体計画、指導計画の作成 ・健康相談 ・職員の共通理解と共通行動 解発と保管 ・職員会・学年会・研修

判断や意思決定ができる能力や能度を身につける

家庭・地域社会との連携

ることが

ようにする.

る豊かな心を育

度を育て、自己

のきすを考え

- 学校保健安全委員会、学校評議員会 情報の収集と提供、実態調査の活用 個別懇談、学級便り、保健便り 地域医療機関・保健セン

◇ 教職員の連携と研修

性教育は、全職員が組織的に推進する必要がある。 教職員一人一人が、学級担任として、教科担当として、 さらには養護教諭としてそれぞれの立場に応じた役割 と職務内容について明確にする必要がある。

学校における性教育が人の生き方の根幹にかかわる ものであることを共通理解し、指導内容、方法、指導 の場を設定した。また、補助教材についても、生徒の 発達段階と学校の性教育のねらいに適切に対応してい るかどうかを吟味する必要があると考える。

◇具体的な取組

教育課程における指導は、教科・道徳 特別活動・総合的な学習の時間がある。 教育課程と同様、日々実践される日常の 個別指導・集団指導も生徒の生活や生き 方を考えさせる場となっているので、同 列にした。

◇家庭・地域社会の連携

学校における性教育は、家庭の理解と協力を 得ながら、地域社会と連携して行われること でより効果的になる。適時、適切に学校の考 え方、取組を伝えたい。

〇〇高等学校 性教育全体計画

本校の高校生の実態

岐阜は自然豊かな県であるが、 広い為地域差も生じるところで ある。高校生は体の発育、発達 や性的成熟度はほぼ完成に近づ く時期であるが、個人差に伴う 不安や悩みを抱えている。

- ・性情報の氾濫
- ・性感染症のリスクが高い
- ・問題解決能力が低い

高等学校における件教育の具体的な目標

- 1. 心身の発育発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解 し、自他の性に関する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。
- 2. 将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択の能力や態度 を育てる。
- 3. 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。

性教育推進の観点

- ・ 人命の尊重 🥿
- 人格の尊重 🥕

学校の教育目標

教育基本法に則り、一人一人の個性を伸ばすとともに豊かな人間性を養い、学力の向上と 人権の尊重 ──▶人間教育 幅広い教養を身につけ、社会的貢献ができる心身ともに健やかな生徒の育成を図る。

学校の性教育目標

性教育推進の観点に則り、新しい社会に主体的に対応できる資質・能力を身につけさせる。

家庭との連携にかかわる重点

生徒の住居地域が広いため、家庭との連携 が希薄になりがちな高校の特徴を克服し、 教育方針、目標、指導方法を明確にし、学 校保健安全委員会・PTA総会・保護者個 別懇談を中心に活動を強化し、保護者との 意志疎通を密にしていく。

学校における性教育にかかわる重点

人間の性を人格の基本的な部分として生理的側 面、心理的側面、社会的側面などから捉え、科学 的知識を与え、生徒が生命尊重、人間尊重、男女 平等の精神に基づく正しい異性観を持つことに より、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に 付け、望ましい行動がとれるよう指導する。

地域との連携にかかわる重点

学校・家庭といった狭い範囲でとらえる事が できない行動を考え、学校評議委員会を中心 に、地域社会や関係機関との連携、協力を行 い、常に効果的な指導を実行していく。

学校における性教育の具体的取組み

役割	組織	内容
	保健体育	思春期から結婚、加齢という生涯健康の観点から指導する。
各教科	理科	生物、生命現象の観点から生命尊重を認識させる。
性教育の知的理解	地歷公民	倫理的価値に関する理解や判断力を養い、自主的人格形成に導く。
情緒の安定	家 庭	保育に関する基礎的知識の習得、食物栄養学習の観点から家庭生活充実への能力態度を育成する。
	国 語	文学作品に触れることで、性に関する思想や感情を理解し、考えさせる。
	外国語	外国人の生活習慣や異文化に触れることで、人権尊重への態度を育成する。
	芸 術	芸術鑑賞により美しい心を育てる。
特別活動	H R活動	よりよい男女の人間関係、性衝動のコントロール、性情報の分析などを議題にし、考えさせる。
男女の特性理解	生徒会活動	エイズについて実態調査、分析、フォーラム参加や人権掲載活動を通じて生命・人権・人格尊重へ導く。
相互協力体験	学校行事	定期健康診断を通じて自分の体を理解し、自己管理能力のある生徒へ導く。 全校集会、学年集会を利用した性被害防止の指導を通じて、自己管理能力を育成する。
総合的な学習の時間	進路講話	自分の進路や生涯について考えさせ、人生設計をさせる。
主体的な学び 問題解決能力育成	保健講話	科学的知識の習得と人間尊重の精神を養う。
日常指導 健康で安全な生活 不適応への援助	個別指導	健康診断結果による個別指導実施や、性について個々に合った内容で指導する。
教職員の連携	組織全体 学 年 保健厚生 教育相談	職員会議・教科担任会議での研修・共通理解・学校保健委員会での情報交換をしていく。 学年会での情報交換を大切にし、学年通信により指導内容やかかわる行事等を知らせる。 保健室経営・健康保健行事の計画をするとともに、生徒指導部との情報交換をしていく。 学校医・巡回教育相談医の活用。

家庭・地域社会との連携(保護者懇談会・保健センターの利用・警察・医療機関・弁護士・PTA 総会・学校評議員会)

- ・学校の性教育方針への理解と協力 ・家庭での教育と情報提供 ・幅広い地域社会からの理解と協力 ・学級便り
- ・保健便り ・ピアカウンセリング

◇ 学校と家庭・地域の連携をふまえた例

全体計画を立てるにあたって(高等学校)

◇ 実態

性教育を進めるに当たって、生徒の実態を 次の観点からきめ細かく把握することに努め た。

- ◎ 性に関してもっている知識の内容や量
- ◎ 性に関する心身の発育・発達の状況
- ◎ 性に関する意識や価値観
- ◎ 交友関係
- ◎家庭環境

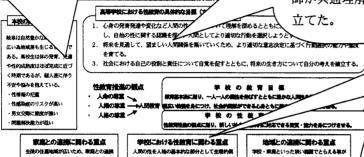
◇ 目 標

高校生期は、体の発育・発達には個人や男女に よって違いがみられるが、高校生の後期にはほぼ 成人と変わらなくなり、性機能も成熟して、心理 的な発達も著しくなる。自分を知り、主体的な判 断や行動ができるようになることが重要である。 このような高校生期の特性をふまえ、すべての教 師が共通理解・共通認識をもち共有できる目標を

た。

◇重 点

性教育の3本柱である『人命』『人 権』『人格』を大切にし重点をしば った。



生後の住屋地域が広いため、東国との連携 が抵押になりがちび高松の神動を東国し、 教育力計、目標、指導方法を明確にし、学 校実施安全受責会・PTA除会・保護者間 別郷缺を中心に活動を強化し、保護者との 摩本神道を把にしていく。 学校における性教育に関わる重点 人間の性を人場の基本的な部分として生物的風 底、毛動的腫、壮動的腫化とから使え、科学 的知識を与え、生態が全角物面、人間類面、男女 平等の指特に基づて近い、実性対象性かことをに 付け、変更いて新聞かどれるよう指導する。 地域との連絡に関わる重点 学校・原理といった例、場間でとらえる事が できない行動を考え、学校評価委員会を中心 に、地域社会中間係機関との連携、協力を行 い、常に効果的な指導を実行していく。

○ 学校における性教育の具体的取り組み

役割	組織	д
	保健体育	思春期から結婚、加齢という生涯健康の観点から指導する。
各教科	理科	生物、生命現象の観点から生命事重を認識させる。
性教育の知的理解	地歷公民	倫理的価値に関する理解や判断力を養い、自主的人
情緒の安定	家 庭	保育に関する基礎的知識の習得、食物栄養学
	国 婚	文学作品に触れることで、性に関する
	外国語	外国人の生活習慣や異文化に触れることで、人権尊重への態度を青成する。
	芸 術	美しい心の滋養になるよう導く。
特別活動	H R活動	よりよい男女の人間関係、性衝動のコントロール、性情報の分析などを繊麗にし、考えさせる。
男女の特件理解	生徒会活動	エイズについて実施調査、分析、フォーラム参加や人権活動を通じて生命・人権・人格尊重へ導く。
相互協力体験	学校行事	定期健康診断を通じて自分の体を理解し、自己管理能力のある生徒へ導く。 ・全校集会、学年集会を利用した性被害防止への注意などを通じて、自己管理能力を育成する。
総合学習的な学習の時間	進路講話	自分の進路や生涯について考えさせ、人生設計をさせる。
主体的な学び 問題解決能力育成	保健講話	科学的知識の習得と人間稼動の精神を養う。
日常指導 健康で安全な生活 不適応への援助	個別指導	健薬診断結果による個別指導実施や、性について個々にあった内容で指導する。
	組織全体	職員会議・教科担任会議での研修・共適理解・学校保健委員会での情報交換をしていく。
教職員の連携	学 年	学年会での情報交換を大切にし、学年通信により指導内容や関わる行事等を知らせる。
	保健厚生 教育相談	保健室経営・健康保健行事の計画をするとともに、生徒指導部との情報交換をしていく。 学校医・巡回教育相談医の活用。

○ 家庭・地域社会との連携(保護者服験会・保険センターの利用・警察・医療機関・弁護士・PTA 総会・学校評議員会)

・学校の人 ・学校の人 ・栄証での教育と情報提供 ・組広い地域社会からの理解と協力 ・学級便り

◇ 具体的な取り組み

高等学校における性教育は、各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間及び生活指導等の教育活動全体を通じて実施される。

学習指導要領に示されている教科の 内容の中に性にかかわる事項が含まれ ている公民、理科(生物)、保健体育、 家庭等の教科の横断的な取り扱いが大 切である。

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動においては、学校の実態に応じた内容を取り扱う。また、生徒指導部、進路指導部、教育相談部、保健室で行う個別指導等とも関連させて人間関係に関する指導の充実に取組みたい。

◇ 家庭・地域社会との連携

生徒の性意識や性行動は、生まれ育った家庭の在り方、家族関係、保護者の価値観や生き方、保護者の育て方やしつけ等が大きく影響している。また、学校において性教育を効果的に行うためには、日常から家庭はもとより地域住民と適切な連携、協力を行うことが大切である。

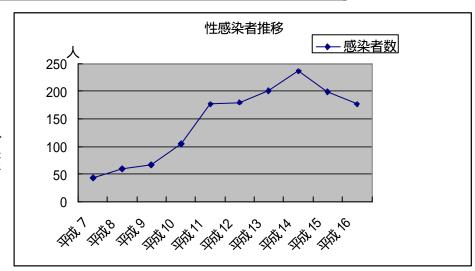
ただし、外部講師を依頼する時には、学校のねらいを十分に説明した上で実施することが 必要である。

参考資料

平成16年度性感染症(HIV)実態調査(岐阜県)

年齢別患者数の推移										単	位:人	
年度	~ 19	~24	~ 29	~34	~ 39	~44	~ 49	~54	~ 59	~64	~ 69	70~
7	42	181	140	109	58	54	44	20	17	12	15	17
8	60	149	183	124	68	42	40	27	14	13	12	21
9	66	211	194	137	71	50	60	29	17	9	10	43
10	105	248	208	116	84	53	52	29	17	12	9	45
11	176	332	289	163	100	70	40	44	24	15	14	47
12	179	370	302	192	151	77	69	51	19	17	18	44
13	201	428	336	287	129	92	62	63	29	11	15	11
14	237	442	384	267	177	120	64	37	22	11	11	12
15	198	464	382	294	188	125	60	49	16	15	9	7
16	177	413	375	302	207	120	78	53	44	10	12	15

9歳: 1人(男 0人、女 1人) 16歳:23人(男 2人、女21人) 11歳: 1人(男 0人、女 1人) 17歳:31人(男 6人、女25人) 14歳: 3人(男 0人、女 3人) 18歳:40人(男 9人、女31人) 15歳: 8人(男 1人、女 7人) 19歳:70人(男15人、女55人)

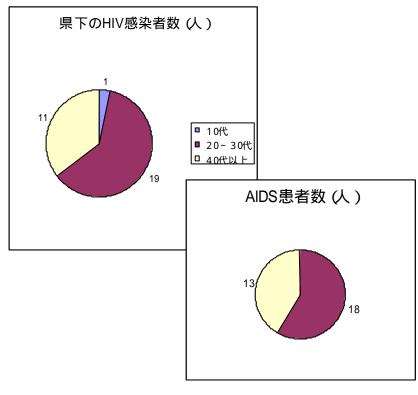


*病名は、淋菌感染症、性器カンジダ症、性器クラミジア感染症、膣トリコモナス感染症等であるが、全てが性交による感染とは限らない。

資料提供

岐阜県医師会

	感染者数	患者数
10代	1	0
20~30代	1 9	8
4 0 代以上	1 1	13



資料提供

岐阜県保健医療課

中央教育審議会

平成17年7月27日、中央教育審議会:健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会は、「これまでの審議の状況」を公表した。その中で、性教育について以下のように述べている。(原文のまま抜粋)

性教育として求められる内容について

我が国では、性に関しては様々な価値観の相違があり、性教育についても様々な考え方があるが、学校における性教育として求められる内容は何かということについては共通理解を図って議論すべきであるという意見が出された。

学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、 また、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って、指導内容を検討していくべきであるということで概ね意見の一致 を見た。

また、性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではないということについて概ね意見の一致を見た。

その上で、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識など科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思い やる心を醸成することなどが重要であるという意見が出された。

加えて、性教育においては、集団で一律に指導(集団指導)する内容と、個々の児童生徒の 抱える問題に応じ個別に指導(個別指導)する内容の区別を明確にして実施すべきであり、学 習指導要領に関する検討にあたっては、特に集団指導の内容について議論すべきであることに ついて意見の一致を見た。

それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について

性教育は、体育、保健体育のみならず、道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要であり、それぞれの教科等の役割分担をより明確にした上で連携して取り組む必要があるのではないかという意見が出された。

特に、発達段階などを考慮しないまま特別活動などで教えられて問題となっていることから、 保健、道徳、特別活動等の役割分担とそれぞれの指導内容を明確化すべきという意見が出され た。

具体的には、身体の成長や性感染症等の科学的知識については保健で扱い、性に関する倫理的な面や人間関係の重要性などについては、道徳や特別活動できちんと教えるべきではないかという意見が出された。

また、学校における性教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえて指導を行うことが極めて重要であり、それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について、児童生徒の発達段階を踏まえたものになっているかといった観点から体系化を図る必要があるのではないかという意見が出された。

指導計画の作成等にあたっての留意点等について

学校における体育・健康に関する指導については、現行の学習指導要領では、一般論として、 総則で「家庭や地域との連携」の必要性が明示されているが、特に、学校において性教育を行 うにあたっては、以下のような留意点をより明確にする必要があることについて概ね合意を得 た。

【留意点】

教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達段階(受容能力)を十分考慮すること が重要であること

家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること 集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること

慎重に進めたい事例

対象学年 小学校低学年

教 材 性交等が描かれており、性交の仕方について触れている絵本

小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、性交や産道から産まれてくる新生児のイラスト、男女の生殖器、出産などが示されているものを用いることは、低学年の発達段階で本来指導する必要のない内容である。絵本であっても、指導のねらいから逸脱していないかを十分に見極める必要がある。

対象学年 小学校低学年

教 材 父親や兄などの身近な人からの性的虐待を取り扱ったビデオ

小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、家族や近親者からの性的虐待を 取り上げたビデオを用いることは、児童に家族への不信感や不安をあおることになりか ねない。視聴覚教材の使用に当たっては、事前に内容を把握するとともに、児童の実態 に合わせて必要な部分だけを見せるなどの配慮が必要である。

対象学年 小学校・中学校

教 材 男女の性器があり、具体的に性交を提示することができる人形

性交そのものを指導するために想定された教材である。児童生徒に一律に性交の仕方を指導することは不適切である。人形や模型等の具体的な教材ほど、児童生徒に与える 影響が強いことから、慎重に扱う必要がある。

対象学年 小学校高学年「総合的な学習の時間」

指導内容 性交を取り上げ、男女の性交が描かれた図を用いて説明

学習指導要領で取り扱う内容として示されていない「性交」について、児童に一律に 指導することは不適切である。

対象学年 中学校 「保健体育(保健分野)」

指導内容 生徒に男性器の模型を使用してコンドームの装着を行った

エイズ及び性感染症の予防における学習のねらいは、「疾病の概念、感染経路、予防方法を身につける必要があることを理解できるようにする」ことである。学習指導要領解説では、性感染症等の予防のために性的接触をしないこと、コンドームを使うことが有効であることには触れるが、コンドームの装着の仕方までを具体的に指導することは求めていない。このことを一律的に扱うことは不適切である。

対象学年 養護学校小学部低学年 「生活単元学習」

指導内容毎回授業導入時に「ペニス」、「ワギナ」などの用語を含む歌を歌わせ

たり、聞かせたりして身体部位の名称を覚えさせる

言語活動の入門期及びその延長上にある低学年児童の理解力、学習受容力から考えると、医学用語でありしかも外来語である性器の名称を扱うことは配慮に欠ける。また、「ペニス」、「ワギナ」は、日常の会話では首や腕などという他の身体部位とは同様に扱うものではない。生活上のマナーやエチケットという視点からも配慮を欠く。小学校では、第4学年の体育:保健領域「育ちゆく体とわたし」で初経や精通について学習し、そこで男女の性器として「いんけい」、「ちつ」という正確な身体部位の名称を学習する。

対象学年 高等学校 配布テキスト

指導内容 性教育テキストにおいて、ピルの推奨や自慰や液を飲むなどのアブノ

ーマルな性行為に言及

フリーセックスを勧めるような表現、器具を使った自慰行為や精液を飲むなどの行為を容認したり、性交後72時間以内の緊急避妊としてピルを推奨するような表現、結婚・家族では、女性は自分よりも家族を優先すること、男性は妻子を養っていくことを強いられてきたという表現など学習指導要領では示されていない内容を含んでいる。文部科学省は、「公教育にこうした内容を持ち込むかどうかは、常識以前の話」と回答している。

性教育に対する文部科学省見解

都道府県や市町村教育委員会において、その設置する学校で行われている性教育の実態を十分把握するとともに、各学校において、児童生徒や保護者への様々な影響や授業の教育的効果を十分に勘案の上、校長の適切な判断の下、計画的に実施する。

保健学習と保健指導

学校における性教育は、体育科(保健領域)保健体育科(保健分野・科目保健)を中心に教育活動全体を通じて行われている。 その中でも、保健の学習と保健指導は密接な関係にある。しかし、 ともすると保健学習と保健指導が明確に区別されていない現状が ある。今一度、特性、ねらい、内容、位置付け、進め方を下の表 で確認したい。



	保健学習	保健指導
特性	健康や安全に関する科学的な知 識や判断力を身に付けさせる場	教科で学んだ健康・安全に関する内容についての知識・理解を生かしながら実践し、生活を意図的に充実させる場
ねらい	健康・安全に関する科学的認識を深め、思考力や判断力を育てるとともに的確な意思決定ができるようにすること	児童生徒が自らの健康状態について関心を持ち、身近な日常生活における健康問題を自ら見つけ、自分で判断し処理できる能力や態度を育成
内容	学習指導要領に示された誰もが 身に付けるべき健康・安全に関す る基礎・基本	当面する健康・安全の問題で、 各学校が児童生徒の発達段階に 即して設定
教育課程への位置付け	小:体育科 保健領域 中:保健体育科 保健分野 高:保健体育科 科目「保健」 (学習指導要領で指導内容や指導 学年、指導時間を特定)	特別活動を中心に教育活動全体(児童生徒の現実の姿や突発的な健康問題に即した適時の指導や繰り返しの累積的な指導)
進め方	単に知識を教え込むだけでな く、発達段階に応じた問題解決的 な学習の推進	学級活動、ホームルーム活動 における計画的な指導との関連 を図り、日常生活で具体的に実 践

なお、保健学習に対する全国調査の結果からその一部を抜粋し、次頁より掲載する。 各学校の実態と比較してみていただきたい。

保健の授業についての全国調査

- 『保健学習推進委員会報告書~保健学習推進Lの課題を明らかにするための実態調査~』 H17.2 (財品本学校保健会より一部抜粋
- *表中の網掛け部分は、一番高い値の校種及び8割以上が肯定意見として回答している校種、小5は小 3・4の学習を振り返って、中1は小5・6の学習、高1は中学校の学習、高3は高校の学習を振り 返って回答している。

<児童生徒の回答> 各学年の数字は、「そう思う+どちらかといえばそう思う」という肯定意見の計(%)

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
保健の学習が好きだ 保健の学習はおもしろい 保健の学習は楽しい	52.3	33.1	37.0	40.0

参考資料:国立教育政策研究所教育課程研究センター平成13年度小中学校教育課程実施状況調査より

小学校...国:58.4 社:52.3 算:53.9 理:71.9

中学校...国:47.9 社:52.0 数:44.0 理:56.4 英:58.7

質	問	内	容	小 5	中1	高1	高3
保健の学習は 保健の学習は 保健の学習は	津康な	生活を	送るために必要だ で必要だ	88.7	79.2	84.5	88.6

参考資料:国立教育政策研究所教育課程研究センター平成13年度小中学校教育課程実施状況調査より

小学校...国:86.0 社:83.0 算:87.0 理:72.2 中学校...国:81.5 社:67.8 数:81.5 理:58.4 英:84.6

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
保健の学習をすれば 今の生活に役立つ 健康な生活ができるようになる 社会に出てからの生活に役立つ	81.5	71.1	71.8	75.9
保健の学習をすれば 心や体の不安や悩みを軽くしたり、解決した りするのに役立つ 国民全体の健康づくりにつながる	58.2	47.6	45.3	46.9

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
健康は何をするにも必要だ 健康は何よりも大切だ 健康は幸せな生活を送るために必要だ	86.1	87.5	90.2	92.3

質	問 内 容	小学校	中学校	高校
保健学習の機会	冬季、梅雨時に集中的	60.9	53.3	0.4
	雨の日	12.3	8.0	0.5
	毎週及び隔週	5.5	23.3	97.6
	その他	21.3	15.4	1.5

	質	問	内	容		小学校	中学校	高校
保健学習	保健学習の内容の実施状況				65.4	50.9	67.5	

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
授業で本・新聞・雑誌等の活用をしている。	57.2	64.1	84.5
授業での児童生徒の反応を予想しての指導法の 工夫をしている	79.5	77.0	89.8
授業で多様な評価をしている	41.5	43.2	70.4
授業での評価を次の指導に生かしている	65.4	62.4	77.0

質 問 内 容	小学校	中学校	高校
周りに保健の授業等で相談できる教師がいる	89.4	80.2	84.4
周り保健の授業に熱心な教師がいるか	71.8	71.4	84.9

<保護者の回答> A校種の数字は(%)

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
学校で保健の授業があることを知っている	96.5	96.9	95.2	92.5
保健の授業を参観したことがある	30.8	25.8	24.6	18.4
保健の教科書を見たことがある	43.9	33.5	27.9	24.7

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
学校教育で保健の授業は大切である	97.3	96.7	96.2	95.8

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
学んだことは今の生活に生きる	94.1	92.9	93.0	92.1

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
学んだことは社会へ出てから役立つ	91.9	91.0	90.8	90.3

質 問 内 容	小 5	中1	高1	高3
保健の授業の時間数を増やした方がよい	52.9	50.0	44.1	47.1

ぜひ教えて欲しい内容(保護者回答)	小 5	中1	高1	高3
1 健康の考え方・大切さ	70.8	66.1	62.6	64.9
2 食生活	58.8	55.8	54.6	57.3
3 運動習慣	53.8	50.9	49.4	51.6
4 睡眠などの休養	51.5	49.2	47.5	48.6
5 体の発育・発達	78.8	75.5	67.3	68.1
6 思春期の体の変化	80.1	77.5	71.3	71.4
7 妊娠や避妊法	60.7	67.6	69.1	69.6
8 感染症	63.5	70.9	72.0	73.3
9 生活習慣病	55.4	57.8	58.3	61.1
10 むし歯や歯周病	59.8	51.2	48.0	50.4
11 喫煙・飲酒・薬物乱用	72.1	78.3	77.8	77.3
12 けがの防止	49.2	42.2	40.9	42.5
13 交通安全	60.6	43.8	40.9	45.1
14 応急手当の意義・方法	61.2	65.0	64.4	65.9
15 不安・悩み・ストレス	59.1	62.3	60.2	60.6
16 環境と健康	44.7	42.3	42.2	45.4
17 食品の安全	44.3	42.1	44.1	48.6
18 保健・医療機関	35.1	35.9	40.1	44.0

性被害等の実態 (岐阜県)

少年の福祉を害する犯罪被害者・性被害の推移

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
中学生(人数)		1 1	9	2 4	1 7	1 9
	児童・ポルノ法違反	3		1 3	4	1 2
	岐阜県青少年健全育成条例違反	6	9	8	1 2	2
	児童福祉法違反			3	1	4
	売春防止法違反	2				1

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高校生(人数)		1 2	2 0	2 0	6	2 6
	児童・ポルノ法違反	2	1	4	4	1 1
	岐阜県青少年健全育成条例違反	9	1 9	1 5	2	1 4
	児童福祉法違反			1		1
	売春防止法違反	1				

^{*}児童・ポルノ法:児童売春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

性被害の推移

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
中学生(人数)		2 1	1 7	2 6	2 8	1 2
	強姦	4		2	3	2
	強制わいせつ	1 7	1 7	2 4	2 5	1 0

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
高校生(人数)		4 1	5 2	7 0	6 0	4 4
	強姦	5	9	5	6	7
	強制わいせつ	3 6	4 3	6 5	5 4	3 7

資料提供

岐阜県警察本部生活安全部少年課

関 係 法 令

日本国憲法

第十三条 個人の尊重、生命・自由 幸福追求の権利の尊重 】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十四条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

教育基本法

第一条 教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条 教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条 教育の機会均等】

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなればならないものであつて、人種、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修 学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第五条 男女共学】

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

民法

第七百三十一条 婚姻適齢】

男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十七条 床成年者の婚姻についての父母の同意】

未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも同様とする。

母体保護法

第一条 【の法律の目的】

この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により母性の生命健康を保護することを目的とする。

第二条 定義】

この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする 術で厚生労働省令をもつて定めるものをいう

この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することう

第十四条 医師の認定による人工妊娠中絶】

都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師 (以下 指定医師」という)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく 害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に 姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することがで ないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

定義)第6条 この法律において 感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう

- 2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう
- 3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう
- 4 この法律において 三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいる
- 5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう
- 6 この法律において 「五類感染症」とは、インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザを除く。)、ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病 (四類感染症を除く。)であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。
- 7 この法律において 指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病 (一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。)であって、第3章から第6章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう
- 8 この法律において 新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 9 この法律において 疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう
- 10 この法律において 無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している 者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう
- 11 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第 一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいる
- 12 この法律において 特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者 又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として 厚生労働大臣が指定した病院をいう
- 13 この法律において 第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいる
- 14 この法律において 第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいる。

刑法

第174条 公然わいせつ】

公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金 又は拘留若しくは科料に処する。

第175条 わいせつ物頒布等】

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第176条 強制わいせつ】

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第212条 堕胎】

妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、1年以下の懲役に処する。

児童福祉法

第34条

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

6 児童に淫行をさせる行為

児童虐待の防止に関する法律

第2条 児童虐待の定義】

この法律において、児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいる。以下同じ。)がその監護する児童 (十八歳に満たない者をいる)以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいる

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著い、減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著し、暴言又は著し、拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、配偶者、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著し、心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 児童に対する虐待の禁止】

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

売春防止法

第一条 目的】

この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行または環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更正の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

第二条 定義】

この法律で 売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう

何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない

性同一性障害者の差別の取り扱いの特例に関する法律

第二条 定義]

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

第三条 性別の取扱いの変更の審判】

家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- ー 二十歳以上であること
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に子がいないこと。
- **四** 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに 治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診 断書を提出しなければならない

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

第1条 目 的】

この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第6条

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。 い。

- 1 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいる、以下同じ)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいる。以下同じ)の相手方となるように誘引すること。
- 2 人 児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 3 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く、次号において同じ、)の相手方となるように誘引すること。
- **4** 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

児童の権利に関する条約

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを 約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な 国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- 6) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

岐阜県青少年健全育成条例

第3章 有害行為等の制限

(有害興行の指定等)

- 第5条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該 興行を有害興行として指定するものとする。
 - (1) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (2) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (3) 著し犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(有害図書類等の指定等)

- 第6条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物(以下がん具等」といる) の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認める ときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等(以下 有害 図書類等」といる)として指定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。
 - (1) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面(表紙を含む。)が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの
 - (2) 録画テープ又は録画盤で、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの
 - (3) フロッピーディスク又はシー・ディー・ロムで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの
 - (4) 図書類又はがん具等(以下 図書類等」といる)で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの
 - (5) がん具等で、次のいずれかに該当するもの
- イ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を 用いて、包装箱その他の物に収納されているもの
- ロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

みだらな性行為等の禁止)

第13条の2

何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしては ならない。

2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

危険行動の自然史と予防対策

健康

ハイリスクの状態

試行期

早期

進行期

回復期

悪循環

危険信号

社交的使用 娯楽的使用 環境的使用 状況的使用

健康 増進

リスクの早期発見

早期発見と早期治療

リハビリテー ション

健康教育 環境改善 自覚症状のチェック 危険因子のチェック 生活指導

生活指導 治療

ハビリテーション 経過観察 再発防止

第 1次予防

第 2次予防

第3次予防

平成 17年 11月 10日 全国学校保健研究大会 (大津市) 記念講演 兵庫教育大学副学長 勝野 眞吾氏 講演より

次号に向けて

今回は、『学校における性教育~PART 1授業を仕組む前に~』と題して、学校における性教育の考え方や進め方の概論を述べた。是非とも、教職員の共通理解の上で意図的かつ計画的な指導ができるよう推し進めていただきたいと考える。

さて、来年度は、今回記述した内容に基づき、各学年の発達段階の特長や年間指導計画の作成の仕方、各領域の授業実践事例を掲載したいと考えている。また、生徒指導的な対応事例や各相談関係機関の連絡先など学校現場に直接的に関係するであろう内容を中心に掲載していきたいと考えている。

本書をお読みいただき、次号に繋がるご意見等をいただければ幸いである。

平成18年3月 性教育プロジェクトチーム一同

【参考・引用文献】

『学校における性教育の考え方、進め方』 平成11年3月 文部省(文部科学省)

『性教育指導の手引』

平成15年3月 鹿児島県教育委員会

『性教育の手引き』

平成17年3月 東京都教育委員会

『授業の「しくみ」を中心とした体育授業過程の研究』 橋本正一監修 昭和59年4月 黎明書房

性教育プロジェクトチーム

番	氏	名	所 属(住 所)
1	木田	惠次	県学校保健会広報・調査委員長(医師)
2	浜野	美奈	山県市立富岡小学校(教諭)
3	大塚	芳樹	各務原市立各務小学校(教諭)
4	上田	和伸	県立岐山高等学校(教諭)
5	大城戸	⋾香織	羽島市立小熊小学校(養護教諭)
6	溝口	尚美	本巣市立外山小学校(養護教諭)
7	日置	雅子	県立岐阜城北高等学校 (養護教諭)
8	中川	浩美	美濃教育振興事務所
9	村田	明治	岐阜教育振興事務所
10	原	尚	県教育委員会 県学校保健会
11	西田	倫子	県教育委員会 県学校保健会